部内限

No.

第三者行為災害質疑応答集

平成9年2月

労働省労働基準局補償課

○ 法令の表示や用語の引用については、おおむねつぎの略語を用いた。

第一当事者=被災労働者

第一当事者等=第一当事者又はその遺族

第二当事者=加害者

第二当事者等=第二当事者及び使用者又は運行供用者等損害賠償責任を有する者

労災保険法=労働者災害補償保険法

自賠法=自動車損害賠償保障法

債権管理法=国の債権の管理等に関する法律

保険会社等=損害保険会社及び都道府県共済農業協同組合連合会

自賠責保険=自動車損害賠償責任保険

自賠責共済=自動車損害賠償責任共済

自賠責保険等=自賠責保険及び自賠責共済

自動車保険等=自動車保険及び自動車共済

署=労働基準監督署

署長=労働基準監督署長

局=都道府県労働基準局

局長=都道府県労働基準局長

督促状=様式第7号「損害賠償等についての照会に対する回答の提出について|

通知書=様式第2号(1)(2)「保険給付(求償権取得・債権発生)通知書」

決議書=様式第2号(3)「債権確認調査決定(変更)決議書|

請求書=様式第2号(4)「第三者行為災害による損害賠償の請求について|

被害者請求等=被害者請求及び請求権者の直接請求

被害者請求権等=被害者請求権及び請求権者の直接請求権

下回り示談=第一当事者等が保険会社等に対して本来請求できる金額を下回って 成立した示談

全部示談=労災保険給付を含む全損害のてん補を目的とする示談

任意一括扱い=自動車保険等を引き受けている保険会社等が自賠責保険等を含め て一括扱いする取扱い

関係団体=日本損害保険協会、自動車保険料率算定会及び全国共済農業共同組合 連合会

目 次

1 支給調整制度(問1~問17)

問1	第一当事者等より重複請求が行われた場合の対応	3
問 2	保険会社等より被害者請求等が行われている旨の回答があった	
	場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
問 3	損害の種類等によって請求先が異なる場合の取扱い	5
問 4	第一当事者等が労災先行を希望した場合の取扱い	6
問 5	自賠責保険等に対する請求枠を残して労災保険に対する請求換えが	
行	われた場合の取扱い	7
問 6	自賠責保険等から仮渡金が支払われている場合の処理方法	8
問7	第一当事者に100%の過失が認められる可能性が高いと判断された	
場	! 合の取扱い	9
問8	第一当事者に100%の過失が認められた場合の自賠先行の指導の	
必	要性	10
問 9	再発事案に関する支給調整の考え方	11
問10	保険会社等に対する照会文書に回答期限を設けた趣旨	12
問11	保険会社等からの回答が遅延した場合の対応	13
問12	保険会社等からの回答が遅延する旨の連絡があった場合の対応	14
問13	保険会社等に対して照会を行った場合の回答文書	15
問14	保険会社等に対して求償予告を省略する理由及び照会が行われた場合	
0	対応	16
問15	過失割合に関する調査等を省略できる場合の考え方	17
問16	過失割合に関する調査等を省略した場合の取扱い	18
問17	通達改正前に支給事由が発生している事案の新基準に基づく取扱い …	19
0 - [] -	岭 (月月10~月月71)	
2 求	償(問18~問71)	
問18	- 自賠責保険等に対して求償する際に当事者の過失割合を考慮せずに	
求	: 賃額を算出する理由	23

問19	過失割合について当事者間で係争中の場合の求償の取扱い	24
問20	民事訴訟において求償額を算出する際に用いた当事者の過失割合と	
身	異なる過失割合が認定された場合の取扱い	25
問21	自賠責保険等に対して求償する場合における過失割合の判断	26
問22	玉突き事故等の場合の求償方法	27
問23	好意同乗者に対する過失減額の取扱い	28
問24	自賠責保険等において重過失減額される場合の取扱い	29
問25	寄与率に関する取扱い	30
問26	寄与率を斟酌する際の取扱い	36
問27	自賠責保険等において重過失減額される場合の請求書の記載方法	37
問28	第二当事者に生じた損害額の取扱い	38
問29	第二当事者に生じた損害額の把握方法	39
問30	第二当事者に生じた損害を第一当事者等が既に賠償している場合の	
尽	さ償額の算出方法	40
問31	休業損害の算出方法	41
問32	短期間しか就労していない者の休業に係る逸失利益額の算出方法	42
問33	第二当事者に生じた損害額が第一当事者等に生じた損害額よりも	
ナ	てきい場合の取扱い	43
問34	特別加入者に係る休業損害に関する求償の取扱い	44
問35	事業主が賃金を支払っている場合の休業損害の取扱い	45
問36	休業(補償)給付に最低保障額又は最高限度額が適用された場合の	
取	双扱い	46
問37	第一当事者が休業(補償)給付を受給中に定年退職した場合の求償	
O_)取扱い	47
問38	後遺障害による逸失利益が具体的に生じていない場合の取扱い	48
問39	遺族(補償)一時金が支払われる事案で、第一当事者等の逸失	
利	益額が労災保険給付額を下回る場合の求償額の算出方法	49
問40	死亡した第一当事者本人の生活費の算出方法	50
問41	介護損害の算出方法	51
問42	介護(補償)給付に関する求償の取扱い	52
問43	法定相続人と年金受給権者が異なる場合の取扱い	53
問44	傷病(補償)年金と損害賠償との調整	54

·

問45	5 傷病(補償)年金と損害賠償とを調整する場合の取扱い	55
問46	ら 傷病(補償)年金に係る求償額の算出方法 ····································	56
問47	'求償額に1円未満の端数を生じた場合の取扱い	57
問48	整除後相殺説を援用して求償額の減額を主張された場合の対応	58
問49	療養の必要性等について保険会社等と判断が食い違った場合の対応 …	59
問50	第一当事者の治療の必要性について当事者間で係争中の事案の	
	取扱い	60
問51	第一当事者が治療継続中に、保険会社等が症状固定として一時金を	
	支払った場合の求償の取扱い	61
問52	療養の給付請求書取扱料等に係る求償の取扱い	62
問53	保険会社等から第一当事者の休業期間に対して異議が申し立てられた	
	場合の取扱い	65
問54	過失割合に対して保険会社等が異議を申し立てた場合の取扱い	66
問55	保険会社等との間で損害等級についての判断が食い違った場合の	-
	取扱い	67
問56	保険会社等が任意に応償せず訴訟を提起する場合の相手方	68
問57	第二当事者等が求償に応じない場合の取扱い	69
問58	債務者の資産を保全する措置が必要な場合の対応	70
問59	下回り示談が成立した場合の取扱い	71
問60	使用者責任の有無	72
問61	不真正連帯債務の処理方法	73
問62	不真正連帯債務の性格	74
問63	不真正連帯債務を負う債務者が複数存在する場合の債権管理	75
問64	民事訴訟の判決において労災保険の判断とは異なる事実認定が行われ、	
	当該判決に基づくと既に応償されている金額を一部返還しなければなら	
	ない場合の対応	76
問65	人的損害総額の確定により求償額の最終調整を行った結果、求償	
	済みの額よりも低い額が算出された場合の取扱い	77
問66	第二当事者等に対する求償予告の必要性	81
問67	保険会社等に対する請求権が時効によって消滅した場合の措置	82
問68	日本国外で災害が発生した場合の求償の取扱い	83
問69	日本国外で災害が発生した場合の求償に関して本省に照会する場合	
	の取扱い	84

問70	保険会社等に対して求償する際に添付する書類	85
問71	第二当事者等に対して求償する際に添付する書類	86
3 求	は償権行使の差し控え(問72~問78)	
日日70	式機権行体の美し焼きの油室を民長でなければ行きない理由	90
問72	求償権行使の差し控えの決定を局長でなければ行えない理由	
問73	求償権行使の差し控えに関する事務処理	
問74	求償差し控え該当事案における自賠責保険等に対する求償の取扱い …	91
問75	求償権の行使を差し控えるよう第一当事者を雇用する事業主から	0.0
	求められた場合の取扱い	92
問76 _	求償権の行使を差し控えるよう第二当事者等より求められた場合の 	
	収扱い	
問77	同一の作業場の判断基準	
問78	危険性の共有の判断基準	95
4 万	€談(問79~問87)	
問79	示談が成立した以降の労災保険給付の取扱い	99
問80	全損害のてん補を目的としている示談か否かの判断	
問81	全部示談が成立している事案における年金給付の取扱い	
問82	労災保険給付後に成立した示談の効力 ······	
問83	求償後に示談が成立していたことを把握した場合の取扱い	
問84	損害の内訳が不明の状態で和解が成立した場合の取扱い	
問85	損害賠償に関する確認書(免責証書)の取扱い	
問86	第一当事者等より示談を行う旨の連絡があった場合の指導事項	106
問87	第一当事者等が自賠責保険等より保険金を受領した後、示談を	
ŕ	亍わない場合の取扱い	107
- r.·		
5 挡	E除(問88~問93)	
問88	控除を行う期間	111

問89	災害発生から3年経過後に請求が行われた場合の対応112	•
問90	労災保険の受給権者と保険会社等から支払われた保険金の受領者が	
異	星なる場合の取扱い113	
問91	自賠責保険等より労災保険の上積みとして保険金が支払われた場合	
O_	D取扱い114	
問92	生命保険が支払われた場合における支給調整の要否115	
問93	1日当たりの休業損害の算出方法116	
6 ~	の他(問94~問106)	
問94	レセプトの開示依頼に対する取扱い119	
問95	ゴルフ場においてキャディーが被災した場合の取扱い120	
問96	自賠先行事案で重過失減額あるいは自賠責保険金額超過により治療費	
V	に係る保険金の支払いが減額された場合における第一当事者の本人負担	
台	『分の取扱い121	
問97	人的損害総額の確定事由122	
問98	調定変更を行う際の作成書類123	
問99	調定取消の場合に用いる様式124	
問100	第三者行為災害における局独自様式の利用の可否125	
問101	第一当事者に100%の過失が認められる場合の第三者行為災害報告書	
σ)取扱い126	
問102	第三者行為災害届の提出が行われない場合の取扱い127	
問103	第三者行為災害届の記載要領128	
問104	通知書の保険給付状況欄の記載方法129	
問105	保険会社等に対して納入告知を行う際の請求書のあて名130	
問106	請求書の備考欄の記載事項等131	

1 支給調整制度(問1~問17)

保険会社等に対して、第一当事者等からの保険金の請求状況等について照会 したところ、いまだ被害者請求等は行われていない旨の回答を受けた。

このような事案であって、保険会社等が回答書を署に送付した後に被害者請求等が行われた場合には、どのような手順で事務処理が行われることになるのか。

答

署長が保険会社等に所定事項の照会を行うということは、第一当事者等より 労災保険給付請求が行われていることが前提であり、しかも照会文書には労災 保険の給付予定も記載していることから、保険会社等は、照会文書を受け付け た段階で、第一当事者等が労災保険に対して請求を行っていることを把握する ことになる。

一方、労災保険としては、保険会社等より被害者請求等が行われていない旨の回答を受けた場合には、第一当事者等より重複請求が行われていないことを前提に労災保険給付事務及び支給調整事務を進めることはむしろ当然であり、仮に保険会社等が回答文書を署に送付した後に第一当事者等より被害者請求等が行われた場合には、保険会社等が署への連絡等を行わない限り、署では第一当事者等が重複請求を行った事実を把握できないことになる。

したがって、保険会社等より第一当事者等が重複請求を行ってきた旨の連絡があった場合には、その時点で労災保険が給付済みであれば、第一当事者等が自賠責保険等への請求換えを希望した場合を除き労災保険給付を継続し、その後保険会社等に対して求償することになり、また、いまだ労災保険給付を行っていない場合には、第一当事者等の意向に沿う形で労災先行か自賠先行かを決定し処理することとなる。

なお、本件のような事案については、第一次的には保険会社等が署への連絡や、第一当事者等が労災先行と自賠先行のどちらを最終的に希望するのかといった意思確認等の措置を講じるべきであるが、保険会社等が速やかに必要な措置を講じなかった場合には事務処理が混乱する恐れもあるため、署においても重複請求の事実を別途把握した場合には、保険会社等と連絡を取りつつ、第一当事者等の意向を確認する等必要な措置を講じること。

保険会社等に対して、第一当事者等からの保険金の請求状況等について照会 したところ、被害者請求等は行われているが、保険金は支払っていない旨の回 答を受けた。

このような場合には、どのように対応したらよろしいか。

答

質問のようなケースにおいては、労災保険側も保険会社等側も第一当事者等 より重複請求が行われている事実を把握していることになる。

そのため、保険会社等と連携を図りつつ、第一当事者等に対して労災先行と 自賠先行のどちらを最終的に希望するのかの意思確認を速やかに行い、その意 向に沿って事務処理を進めることになる。

なお、その際には、第一当事者等に対して自賠先行が原則である旨指導する ことになるが、その指導が強制に及ぶことがあってはならないことは当然であ り、第一当事者等の意思に沿って事務処理を行わなければならないことに留意 すること。

また、第一当事者等の意思確認が速やかに行われない場合には、第一当事者等は労災保険と保険会社等のどちらからも損害のてん補を受けることができず、被災者保護に欠けることになるので、保険会社等と密接に連携を図り、迅速に処理すること。

第一当事者等が、治療費、休業損害、障害に伴う逸失利益等の損害の種類に 応じて、請求先を労災保険と自賠責保険等及び自動車保険等に使い分けている 事案があり、支給調整事務が複雑化しているが、請求先を一つにまとめるよう 第一当事者等に対して求めることはできないか。

答

第一当事者等が損害の種類に応じて請求先を使い分けることは、支給調整を 円滑に進める上で好ましくないものであり、基本的には自賠先行の原則に基づ き、保険会社等に対する請求を優先して行うべきものである。

したがって、第一当事者等に対して、自賠先行の指導を行う際に請求先を一本化するのが望ましい旨を説明することは当然であり、その際には、自賠責保 険等又は自動車保険等が支払限度額に達した場合には、当然に労災保険への請求換えが可能である旨を必ず補足説明すること。

ただし、保険会社等に対して被害者請求権等を行使するか、あるいは労災保 険に対して保険給付の請求を行うか、更には損害の種類に応じて請求先を使い 分けるかの決定は、あくまで第一当事者等の任意であるので、指導や説明を行 う際には強制にわたることのないよう十分に留意すること。

問4 第一当事者等が労災先行を希望した場合の取扱い

自動車事故で第一当事者が被災した場合には、第一当事者等に対して自賠先行を指導しているが、第一当事者等があくまで労災先行を希望した場合には、第一当事者等より自賠責保険等には請求を行わない旨を記載した文書を署長に提出させてよろしいか。

答

自動車事故で第一当事者が被災した場合には、一般的には自賠責保険等を先行した方が第一当事者等にとっては有利であることや事務処理上の便宜等を考慮して、関係団体等との協議結果等に基づき、従来より自賠先行を原則としているが、労災先行と自賠先行のどちらを選択するかは、最終的にはあくまでも第一当事者等が自主的に決定すべきものである。

よって、第一当事者等より、自賠責保険等には請求を行わない旨を記載した文書を署長に対して提出させることは、第一当事者等の権利を政府が制約しているものと誤解されかねないところから一般的には好ましくない。

なお、第一当事者等に損害の重複てん補に関する認識不足が認められるような場合には、無用の混乱を招きかねないため、当然必要な指導を行うべきものである。

問 5 自賠責保険等に対する請求枠を残して労災保険に対する請求換えが行われた 場合の取扱い

第一当事者が自賠責保険等より保険金を受領している途中で、自賠責保険金額に支払い額が達する前に労災保険へ請求換えが行われる場合がある。

事情を照会すると、自賠責保険等の残った枠で慰謝料を請求したい旨の回答がなされたが、このような場合にはどのように対処したらよろしいか。

答

労災保険と自賠責保険等との支払いの先後については自賠先行を原則として おり、しかも同一の損害についての請求先が2か所に分かれた場合には、支給 調整事務が混乱する恐れがあることから、基本的には第一当事者に対して自賠 責保険金額に達するまでの間は、引き続き自賠責保険等に対して請求を行うよ う指導すべきである。

しかしながら、当該指導は強制に及ぶことがあってはならないことは当然であり、第一当事者が指導の趣旨を十分に理解した上で労災保険への請求換えを 希望した場合には、速やかに保険会社等と連絡を取り、支給調整事務が混乱す ることのないよう措置した上で、迅速に労災保険給付を行うこと。

なお、保険会社等が第一当事者に対して労災保険へ請求換えをするよう促していたような場合には、必要に応じ、適正な支給調整事務を阻害するような行為は厳に慎むよう申し入れること。

問6 自賠責保険等から仮渡金が支払われている場合の処理方法

自賠責保険等から第一当事者等に対して仮渡金が支払われている場合には、 第一当事者等より自賠責保険等に対して本請求がなされ支払額が確定するまで、 労災保険としての処理は保留してよろしいか。

答

仮渡金は、事故による第一当事者等の当座の各種出費に充てるため支払われるもので、第一当事者等は、自賠法施行令第5条に定める一定の傷害を被ったことさえ証明すれば、同条に定める一定の金額を受け取ることができることになっている。

したがって、仮渡金の支払いが既に行われているということは、そのまま自 賠責保険等に対する本請求が行われる可能性が高いものであるが、労災保険に 対する給付請求も併せて行われている以上は、最終的には自賠先行か労災先行 かは第一当事者等が自ら決定すべきものであるため、自賠先行の原則を踏まえ つつ、保険会社等と速やかに連絡を取り第一当事者等の意向を確認して対応す べきであり、何らの措置を講ずることなく、ただ単に労災保険としての処理を 保留することのないよう留意すること。

問7 第一当事者に100%の過失が認められる可能性が高いと判断された場合の取扱い

第一当事者に100%の過失が認められた場合には第三者行為災害には該当しないとされているが、労災保険給付請求書受理時等において、第一当事者に100%の過失が認められる可能性が高い事案と判断された場合には、どのように対応すべきか。

また、その場合第一当事者等に対する自賠先行の指導は、どのように行うべきか。

答

第一当事者等より労災保険給付請求書が提出された段階等において、第一当事者に100%の過失があることが明白であった場合には、当初より第三者行為災害としては取り扱わないことになるが、一般的には第一当事者等より第三者行為災害届の提出を求めたり、第二当事者等より第三者行為災害報告書の提出を受け、更には必要に応じて実地調査を行う等の事務処理を進めて、初めて第一当事者の過失割合を100%と判断できることになるものである。

したがって、通常は第一当事者の過失が100%であると判断されるまでは、 第三者行為災害としての一般的な処理を進める必要がある。

また、調査の結果、仮に第一当事者の過失が99%と判断された事案の場合には、自賠責保険等より重過失減額が行われた上で保険金が支払われることになることから、第一当事者に100%の過失が認められることが明白でない限りは、第一当事者に100%の過失が認められる可能性がある事案についても、第一当事者の過失割合によって取扱いが変わってくることを第一当事者等に対して十分に説明した上で自賠先行を指導して差し支えない。

ただし、第一当事者の過失が100%と判断された段階では当然に労災保険の みが給付されること及び第一当事者の過失が99%以下の場合には自賠先行と労 災先行のどちらを選択するかは最終的には第一当事者等の意向に沿って決定さ れることを踏まえて、第一当事者等に対して適切に説明又は指導を行うこと。

問8 第一当事者に100%の過失が認められた場合の自賠先行の指導の必要性

第一当事者に100%の過失が認められると判断された場合にも自賠先行の指導は行う必要があるのか。

答

第一当事者に100%の過失が明らかに認められると判断された場合には、自 賠責保険等からの支払いは見込めないところから、自賠先行の指導を行う必要 はない。

なお、そうした場合には、労災保険としては第三者行為災害としては取り扱わないので支給調整は行わないことになる。

また、第一当事者等が自賠責保険等に対して被害者請求を行うか否かは、第 一当事者等が任意に決定すべきものである。 平成8年4月1日より再発事案についても支給調整の対象とされたが、控除については、第一当事者等が再発部分について損害賠償を受けている場合に限り、当該損害賠償額を控除することとされている。

再発事案に関する支給調整の考え方は、どのようなものか。

答

第三者行為災害に関し支給調整事務を行う際には、再発事案であるという理由で、他の一般的な事案と取扱いを変える合理的な理由は見い出せないところから、原則として再発事案についても支給調整の対象とすることとしたものであるが、再発事案は当初予期しない損害が第一当事者に発生したという意味においては、支給調整を行う際に一定の考慮が払われるべきものである。

すなわち、再発前に第一当事者が受領した損害賠償と再発に係る労災保険給付を調整することとした場合には、第一当事者が必要な治療を受けられない等不測の事態が生じる可能性もあるため、再発事案については、第一当事者が再発部分について損害賠償を受領した場合にのみ、当該損害賠償と支給調整を行うこととしたものである。

一方、求償の場合には、控除の場合のような問題は生じないため、再発事案 について労災保険給付を行った場合には、その価額の限度で求償を行うことと しているものである。 保険会社等に対する照会文書には、原則として 2 週間の回答期限を記載する こととされているが、回答期限を設けた趣旨は何か。

答

第三者行為災害に関する支給調整事務を迅速かつ適正に行うためには、保険会社等からの回答文書を速やかに入手する必要があるが、保険会社等の中には特段の理由もなく回答文書の送付を遅延させる場合もあり、長期未処理事案が発生する大きな要因となっていたところである。

そのため、本省として日本損害保険協会等の関係団体に対して迅速な回答に 努めて欲しい旨の要請を行い、一般的には2週間もあれば回答可能であるとの 結論を得た上で、平成8年4月1日以降は原則として2週間の回答期限を設定 して照会を行うこととしたものである。

なお、回答期限を過ぎても保険会社等より何ら連絡がない場合には、保険会 社等に対して督促状を送付することになるが、督促状にも2週間の回答期限を 設定することとしているので十分に留意すること。 保険会社等からの回答が遅延したために、再度保険会社等に対して 2 週間の回答期限を記載した督促状を送付したが、回答期限を過ぎても保険会社等からは何らの連絡もない状態が続いている。

このような場合には、どのように対応したらよろしいか。

答

督促状に係る回答期限については、本省より日本損害保険協会等の関係団体 に対して事前に説明を行い全面的に了承を得ているものである。

すなわち、督促状の回答期限を過ぎても保険会社等が何らの連絡もせずに回答文書の送付を行わなかった場合には、労災保険として回答文書を入手せずに支給調整事務を行うことになるということを本省と関係団体との間で事前に確認しているため、労災保険として保険会社等の意見を何ら考慮することなく支給調整事務を進めたとしても、その責任は労災保険側には生じないことになる。

本省と関係団体との間で事前に協議を行った上でこのような事務処理を導入した理由は、保険会社等からの回答文書の送付が遅れることによる労災保険給付事務及び支給調整事務の遅延を防止することにあり、こうした事務手続きが適正に行われる限りは例外的なものを除き保険会社等の回答遅れに起因する長期未処理事案は発生しないことになるので、この趣旨を十分に踏まえて迅速な処理に努めること。

ただし、何らかの事情により回答が遅れる旨の連絡が保険会社等より行われた場合には、上記のような一律的な処理を行うことなく、事案ごとに保険会社等と十分な連絡調整を図って迅速に処理を行うこと。

問12 保険会社等からの回答が遅延する旨の連絡があった場合の対応

保険会社等に対して照会文書を送付したところ、当事者の過失割合について の調査を行うため回答が遅れる旨の連絡があった。

このような場合には、どのように対応したらよろしいか。

. 答

保険会社等に対する照会は、自賠責保険等及び自動車保険等に関する事項や保険金の請求・支払状況、示談の状況等を確認するとともに、過失割合に関する意見を求めるために行っているものであるが、過失割合に関する意見等照会事項の一部分について、調査に一定の時間を要する等の理由により回答が遅れる旨の連絡が行われた場合には、当該部分を除く照会事項について速やかに回答するよう保険会社等に対して要請すること。

なお、そのような場合には、回答は判明する部分より順次行うよう本省より 日本損害保険協会等の関係団体に対して要請を行い既に合意が成立しており、 また、照会文書にもその旨明示しているので、保険会社等と折衝を行う際には、 そうした点を踏まえて対応すること。

また、回答が遅れるとされた部分についても、保険会社等と十分に連絡を取りつつ、できるだけ速やかに回答が得られるよう努めること。

保険会社等に対して所定の事項を照会する際には、様式第6号「損害賠償等につき回答」を添付しているが、事務取扱手引によれば、「保険金等が支払われている場合の内訳」欄については、保険会社等が事務手続きの必要上作成している「任意保険の損害額積算明細書」等が添付されている場合には、様式第6号の当該欄は記載されてこない場合もある旨の記載があるが、これはどのような趣旨か。

答

保険会社等に対する照会文書及び回答文書は、日本損害保険協会等の関係団体との協議結果を踏まえて労働省が作成したものであり、照会事項に対しては基本的に様式第6号を用いて回答が行われることになっている。

しかしながら、保険会社等が作成する回答は、必ず所定の回答用紙を用いなければならないわけではなく、むしろ照会事項に対する回答が正確かつ迅速に行われることの方がはるかに重要である。

保険会社等が様式第6号を作成するためには、損害額積算明細書等から転記するのが一般的な事務処理であり、保険会社等の事務処理を簡素化し回答を得やすくするとともに、転記ミスを防止し、更には損害額積算明細書等の方が様式第6号の記載事項より詳しい場合も多く労災保険としても利点が多いところから、保険金等が支払われている場合の内訳をすべて把握することが可能であれば、当該書類を回答文書に添付して内訳の記載に代えても差し支えないこととしているものである。

自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案については、保険会社 等に対する求償予告文書の送付は省略することとされているが、これはどのよ うな理由に基づくものか。

また、保険会社等より労災保険給付状況について照会が行われた場合には、どのように対応したらよろしいか。

答

求償予告を納入告知に先立ち行う趣旨は、突然納入告知を行うことにより生じるトラブルを防止するとともに、労災保険の給付状況をあらかじめ通知することにより、債務者に求償見込額を認識させ、求償事務を円滑に進めることにある。

また、第三者行為災害のほとんどは、自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案であるが、保険会社等は損害保険を専ら取り扱い、一定の損害が発生した場合には保険金によりその損害をてん補することを主な業務としているものであることから、事前に求償予告を行わなくてもトラブル発生の可能性はなく、円滑な求償事務の遂行を阻害することにはならないものである。

そのため、支給調整事務を可能な限り簡素化するという見地から、日本損害 保険協会等の関係団体との協議結果を踏まえて、保険会社等に対する求償予告 は、平成8年4月1日以降行わないこととしたものである。

一方、求償予告の廃止について関係団体との協議を行った際に、保険会社等は主に年度末に次年度の保険金支払い見込額を監督官庁に報告しているが、その報告書を作成する際に、必要に応じて労災保険からの求償見込額を照会させてほしい旨の要望が出されたところである。

本省としては、事務簡素化のため求償予告を廃止したという観点を踏まえ、

- ① 回答は口頭(電話)のみで行うこと
- ② 照会及び回答は、大口事案(例えば一箇月に100万円以上の療養(補償) 給付を行っているような事案)に限って行うこと
- ③ 照会及び回答は、まとめて行うこと という条件を付した上で保険会社等からの照会に応じる旨回答しており、こう した観点を踏まえ、上記の条件を満たすことを確認した後に所定の回答を行え ば足りること。

なお、保険会社等からの照会は必要に応じて行われるものであることから、 必ず照会が行われるとは限らないこと。 任意一括扱いが成立している事案において、局が求償することになる金額と第一当事者等が被害者請求権を行使できる金額の合計額が自賠責保険金額以内に収まることが明らかであると判断される場合には、第一当事者に重過失が認められる場合及び同乗事故の場合を除き、当事者の過失割合に関する調査及び保険会社等に対する過失割合に係る意見の照会手続を省略することとされているが、その趣旨はどのようなものか。

答

自賠責保険等においては、第一当事者に重過失が認められる場合を除き、第一当事者の過失割合にかかわらず自賠責保険金額までは保険金が支払われることとなっている。

したがって、第一当事者の慰謝料を含む総損害額が自賠責保険金額以内に収まることが明らかである場合には、第一当事者に重過失が認められる場合を除き、過失割合に関する意見を保険会社等に対して求め、更に調査した事実関係に基づき過去の判例や関係資料等を参考しながら過失割合を決定したとしても、求償額には何ら影響を与えないことになるため、そのような場合には事務処理の簡素化を図るという観点から、所定の調査及び照会を省略することとしているものである。

総損害額が自賠責保険金額以内に収まるかどうかについては、治療が継続しているか否か、休業を必要としているか否か、あるいは第一当事者の給付基礎日額の多寡等によっても異なってくるところから、一律的な基準を設けることは困難であるが、第三者行為災害に関する実態調査結果に基づくと、例えば労災保険給付総額が60万円以内の事案は約40%に達しており、調査等を省略できる事案は決して少なくないと思われる。

なお、同乗事故については、過失割合を明確にして求償を行う必要があるので、過失割合に関する調査等は省略しないこととされているので、留意すること。

問16 過失割合に関する調査等を省略した場合の取扱い

過失割合に関する調査等を省略した場合には、請求書の過失割合を記載する欄に「省略」と記載することとされているが、これはどのような理由によるものか。

答

日本損害保険協会等の関係団体との協議の結果、単なる記載漏れと区別する ため、請求書の過失割合を記載する欄に「省略」と記載することとしたもので ある。 平成8年3月5日付け基発第99号通達(以下「99号通達」という。)による 改正事項は、平成8年4月1日以降による事務処理について適用することとさ れているが、支給事由が平成8年3月31日以前に発生している場合には、どの ように取り扱えばよいのか。

答

平成8年4月1日以降に行う事務処理については、支給事由発生日にかかわらず99号通達に基づいて事務処理を行うこと。

なお、既に第三者行為災害として処理を開始している事案であっても、新た に行うこととなる事務処理については、99号通達に基づく処理を行うこと。

ただし、事務処理の簡素化を図るという観点から、例えば保険会社等に対して平成8年3月31日以前に照会を行っている事案について、保険会社等が平成8年4月1日以降に改正前の旧様式で回答書を作成してきたような場合については、改めて照会をし直す必要はない。

2 求償 (問18~問71)

問18 自賠責保険等に対して求償する際に当事者の過失割合を考慮せずに求償額を 算出する理由

自賠責保険等に対して求償する際には、第一当事者に重過失が認められる場合を除き、第一当事者の過失割合を考慮することなく求償額を算出することとされているが、任意一括扱いが成立している事案についても同様に取り扱うのか。

また、その理由は何か。

答

自賠責保険等においては、第一当事者に重過失が認められない限り、自賠責 保険金額までは保険金が支払われる取扱いとなっている。

また、第一当事者に重過失が認められる場合においても、あらかじめ定められた一定の割合しか減額されない取扱いとなっている。

労災保険給付を行ったことにより政府が第一当事者等より取得する権利には、 自賠責保険等に対する被害者請求権も含んでおり、求償額を算出する際には、 当然に上記の自賠責保険等における取扱いを踏まえることになる。

また、任意一括扱いが成立している場合においても、自賠責保険等の支払い部分については、自動車保険等を取り扱っている保険会社等ではなく、自賠責保険等を取り扱っている保険会社等が負担するものであるため、自賠責保険等に対して求償する場合と同様に取り扱うことになる。

過失割合について第一当事者等と第二当事者等との間で係争中で、裁判の判決がなかなか出ない場合には、判決が出されて確定するまでの間、求償事務を保留しておいてよろしいか。

答

政府が求償を行う際に、過失割合を決定するのはあくまで歳入徴収官である 局長であり、第一当事者等と第二当事者等との間で訴訟が提起されているから といって、その取扱いに変更はない。

したがって、こうした場合であっても他の一般的な事案と同様に局長が災害 発生状況、両当事者の主張、過去の類似判例等を参考にして当事者の過失割合 を決定し、裁判の結果を待つことなく求償を行うこと。

なお、自動車保険等を取り扱っている保険会社等は、一般的に当事者間で示談が成立するか判決が確定した後で保険金を支払う取扱いとなっており、当事者間で係争中であることを理由として求償に応じない場合も考えられるが、そうした事案で具体的な事情を総合的に勘案し、納入告知後に直ちに督促手続又は強制執行手続に移行することが適当でないと判断された場合には、当該保険会社等より時効の中断措置として債務承認を得る等必要な措置を講じた上で処理をいったん保留することは差し支えないが、何らの措置を講じることなく単に処理を保留するという取扱いは行わないこと。

問20 民事訴訟において求償額を算出する際に用いた当事者の過失割合と異なる過 失割合が認定された場合の取扱い

第一当事者等と第二当事者等との間で過失割合について訴訟が提起されている事案であっても、局長が決定した当事者の過失割合に基づき求償を行うこととされているが、当該民事訴訟において局長が決定した過失割合と異なる過失割合が認定されたことを理由として、第二当事者等又は保険会社等が異議を申し立て応償しようとしない場合にはどのように対応したらよろしいか。

答

第一当事者等と第二当事者等との間で提起された民事訴訟における確定判決 は、民事訴訟法において訴訟の当事者等に対してのみ効力を有すると定められており、政府が訴訟の当事者として参加していない以上、政府にその既判力は及ばないものである。

特に第三者行為災害においては、往々にして裁判官が認容した金額を根拠付けるために逆算的に過失割合を認容する場合もあり得るほか、政府が訴訟に参加していないため当事者が十分に主張を尽くした上で判決が出されたとは限らないこと等の事情も考慮する必要がある。

したがって、民事訴訟における確定判決において局長が決定した過失割合と は異なる過失割合が認容された場合であっても、第二当事者等又は保険会社等 の要求に応じて直ちに過失割合を変更することをせず、基本的には従前の求償 額を維持して求償事務を続行すること。

ただし、当該確定判決の内容等を検討した結果、例えば局が把握していなかった新たな事実が判明し、当該事実を含めて検討すると判決で認容された過失割合に変更することが妥当と判断されたような場合や、局長の過失割合の決定に何らかの錯誤等が認められたような場合、あるいは政府が強制執行のための訴訟を提起したとしても同趣旨の判決しか得られないと見込まれるような場合には、速やかに当事者の過失割合を変更し、調定変更の手続を経た上で変更後の求償額により求償事務を続けること。

自賠責保険等を取り扱う保険会社等に対してのみ求償を行う場合には、保険会社等に対して過失割合についての照会は行わないこととされているが、事案によっては第一当事者に重過失が認められるかどうかについて判断が必要になることもあり、そのような場合にはどのように対応したらよろしいか。

答

求償額を算出するために過失割合を決定する際には、事前に保険会社等より 過失割合についての意見を求める取扱いとしているが、保険会社等の意見はあ くまで参考であり、過失割合の決定は歳入徴収官として局長が行うものである。 このことは、自賠責保険等を取り扱う保険会社等に対してのみ求償を行う場 合であっても同様であり、必要に応じて第一当事者の重過失の有無について保 険会社等に参考意見を求めることは差し支えないが、第一当事者に重過失が認 められるか否かは、事実関係を調査し、過去の同種事案等も参考としながらあ くまで局長が決定するものである。

なお、自賠責保険等を取り扱う保険会社等に対して求償を行う際には、原則として請求書を保険会社等に対して送付し、「自賠責保険支払金額の通知」等が返送されてくるのを受けて納入告知書を送付する取扱いとしているところであるが、求償額に対して重過失減額が適用されるかどうかについて保険会社等と判断が食い違ったが、あくまで労災保険側の決定が正当であると判断した場合には、労災保険としての考え方を保険会社等に対して十分に説明した上で求償事務を進めても差し支えない。

玉突き事故のような共同不法行為により第一当事者が被災した場合の求償は、 どのように行ったらよろしいか。

また、事案によっては、共同不法行為者の一部から共同不法行為者間の負担 割合を明示して求償してほしい旨求められることがあるが、そのような場合に は、どのように取り扱ったらよろしいか。

答

玉突き事故のような共同不法行為により第一当事者が被災した場合であって も、基本的には他の一般的な事案と同様の取扱いを行うこととなる。

すなわち、共同不法行為に係わったすべての第二当事者に対しては求償額の 全額を別個に求償することとなるが、それだけではなく、使用者責任や運行供 用者責任を負う者、更には自賠責保険等や自動車保険等を取り扱う保険会社等 も含め損害賠償責任や保険金支払義務を負う者はすべて不真正連帯債務者とし て取り扱われることになるため、政府は不真正連帯債務者のそれぞれに対して 求償額の全額を個別に求償することとなる。ただし、実務上は、求償を速やか に行い、かつ、求償した金額を確実に収納するため、保険会社等より確実に支 払が見込まれる事案については、原則として保険会社等に対して第一次的に求 償を行うこととしている。

なお、共同不法行為者間の負担割合については、民法第442条第1項に基づき、あくまで共同不法行為者間で取り決められるべきものであり、政府が調整や指導を行うことはできないので、その旨第二当事者等に対して説明し、理解を求めること。

自動車保険等を取り扱う保険会社等の中には、好意同乗者については20%の 過失を一律に認定する取扱いをとっているところもあるが、求償額を算出する 際には、好意同乗者の過失減額については、どのように処理したらよろしいか。

答

好意同乗者に対する過失減額は、本来、運行の目的(運行利益が運転者と同乗者のどちらにより多く存在していたか)、同乗の経緯(運転者が誘ったのか、あるいは同乗者が依頼したのか)、同乗していた間に走行した距離や所要時間、同乗者が運転者に対して指示・命令を行い得る立場にあったかどうかといった点、更には同乗者が危険な運転行為を奨励していなかったかどうか、あるいは災害の発生を未然に防止する義務を尽くしていたかどうかといった点を総合的に勘案して判断すべきものであり、事案によっては何ら過失を認めない場合や、20%未満の過失割合しか認定できないようなケースも当然あり得ることになる。

したがって、労災保険としては、好意同乗者については、個別の事情を何ら 考慮せず一律に20%を減額するという取扱いを認めることはできない。

ただし、一般的には好意同乗者には何らかの過失要因が認められることが多いといった実情を踏まえ、個別の事案ごとに好意同乗者の過失割合を検討し、その結果好意同乗者に20%程度の過失を認めることが相当であると判断した場合には、20%の過失減額を行って求償額を算出しても差し支えない。

第一当事者に重過失が認められる場合、自賠責保険等においては重過失減額が行われることになるが、その場合の求償はどのように行うべきか。

答

自賠責保険等においては、第一当事者に重大な過失があると判定したときは、「死亡による損害」及び「後遺障害による損害」については、積算した損害額が自賠責保険金額に満たない場合には積算した保険金額から、自賠責保険金額を超過する場合には自賠責保険金額から、それぞれ20%(第一当事者の過失が70%以上80%未満の場合)、30%(第一当事者の過失が80%以上90%未満の場合)、又は50%(第一当事者の過失が90%以上100%未満の場合)の減額を行い、また、「傷害による損害」及び「死亡に至るまでの傷害による損害」については、一律に20%の減額を行う取扱いとしている。

そのため、第一当事者に重過失が認められる場合には、自賠責保険等に対しては、第一当事者の実際の過失割合にかかわらず重過失減額を行った額を求償すること。また、第一当事者の実際の過失割合を考慮して第一当事者の有する損害賠償請求可能額を算出してもなお第二当事者等又は自動車保険等に対して、自賠責保険等より応償された分を除く差額を求償できる場合には、第二当事者等又は自動車保険等に対しても求償を行うこと。

なお、自賠責保険等において重過失減額が行われる場合には、求償額に対しても重過失減額が行われ保険金が支払われることになるので、自賠責保険等において二重に減額することのないよう請求書の請求金額欄には斜線を引き、既に労災保険において重過失減額を行って求償額を算出していることを明示する取扱いとしているので留意すること。

身体的要因を有する第一当事者の基礎疾患・既存疾病等が、第三者行為災害で被災したことにより損害の発生又は拡大に寄与することがあるが、傷病の増悪部分と既存の傷病部分の治療を区別することができないような場合には、基礎疾患等の寄与率を考慮した上で求償額を算出しても差し支えないか。

答

身体的要因を有する第一当事者の基礎疾患・既存疾病等が、第三者行為災害で被災したことにより増悪したような場合には、労災保険としては、治療の必要性を考慮した上で、既存の傷病部分をも含めた療養(補償)給付を行う場合があり得る。

こうした事案においては、傷病の増悪部分と既存の傷病部分の区別を行うことができる場合には、当然傷病の増悪部分についてのみ求償を行うことになるが、区分を行うことができな場合の取扱いが問題となる。

民事訴訟における判例の動向等を検討してみると、昭和63年4月21日の最高裁(一小)判決(民集42巻4号243頁)及び平成4年6月25日の最高裁(一小)判決(民集46巻4号400頁)という2つの最高裁判決により、第一当事者の心因的要因及び疾患に代表される体質的要因の双方につき、それらが損害の発生又は拡大に寄与しているときは、裁判所は過失相殺の規定の類推適用により損害賠償額を定めるに当たり第一当事者の素因を斟酌することができる(減額できる)という裁判基準が確立したものとして一般的に取り扱われてきていた。しかしながら、前記平成4年6月25日の最高裁(一小)判決が「当該疾患の態様、程度などに照らし、加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失するとき」には、第一当事者の損害額算定に当たり、裁判所は民法第722条第2項の過失相殺の規定を類推適用して当該疾患を斟酌することができるという考え方を示したことから、「体質的要因」が競合したような場合に、常に寄与率が考慮されることになるのかどうか、換言すると、素因の種類如何によっては斟酌されない場合もあり得るのではないかという点が議論となり、統一的な解釈が未だ定まらないような状況が続いていたものである。しかしながらその後、平

成8年10月29日最高裁(二小)において寄与率をめぐる2つの判決(平成5年 (オ) 第1603号及び平成5年(オ)第875号)が同時に出され、最高裁としてこ の問題について明確な解釈を示すに至っている。すなわち、最高裁(三小)平 成8年10月29日付け「平成5年(オ)第1603号 | 判決においては、普通乗用車 同士の追突事故で第一当事者が頸椎捻挫及び腰椎捻挫の受傷を負ったが、第一 当事者には頸椎後縦靱帯の骨化が認められ、このために第一当事者の治療の長 期化や後遺障害の程度に大きく寄与していたという事実関係に基づき、「頸椎 後縦靱帯骨化の治療が長期化や後遺障害の程度に大きく寄与しているというこ とが明白であるというべきであるから、たとえ本件交通事故前にその疾患に伴 う症状が発現しておらず、同疾患が難病であって、同疾患に罹患するにつきX の責めに帰すべき事由がなかったとしても、Yらに損害の全部を賠償させるの が公平にあたるとはいえず、その素因を損害額算定にあたって斟酌すべきであ る | と判示する一方、最高裁(三小)平成8年10月29日付け「平成5年(オ) 第875号 | 判決においては、普通乗用車同十の追突事故で第一当事者が頸椎捻 挫の受傷を負ったが、第一当事者は平均的体格に比して首が長く、多少の頸椎 の不安定症があるという身体的特徴を有しており、この身体的特徴に事故によ る受傷が加わって左胸郭出口症候群の疾患やバレリュー症候群を生じたという 事実関係に基づき、「被害者が平均的な体格ないし通常の体質と異なる身体的 特徴を有していたとしても、それが疾患に当たらない場合には、特段の事情の 存しない限り、被害者の右身体的特徴を損害賠償の額を定めるに当たり斟酌す ることはできないと解すべきである」と判示しているのである。したがって、 今後は、保険実務においても、この2つの最高裁判決が判示した内容に沿って 事務処理が行われていくことが一般的になるものと思われるところから、第一 当事者に通常の体質と異なる身体的特徴が認められた場合であっても、それが 疾病に当たらない場合には、寄与率については一切考慮せずに求償額を算出す ることとし、一方、第一当事者に疾患に当たる基礎的な素因がある場合には、 たとえその素因が顕在化しているものではなかったとしても、個別の事案の状 況に応じ、寄与率を踏まえて求償額を算出することとする。

なお、関係する判決文の要旨を添付するので参考とされたい。

最高(三小)判平成8年10月29日(平成5年(オ)第1603号) 〔事案の概要〕

昭和59年11月20日、大阪市内の道路上において、Y1会社が所有しY2の運転する普通乗用自動車がXの運転する普通乗用自動車に追突する事故が発生し、Xが頸椎捻挫、腰椎捻挫の受傷を負ったケースにおいて、昭和63年1月転医した病院における検査の結果、Xには頸椎後縦靱帯の骨化が認められ、これがXの治療長期化や後遺障害の程度に大きく寄与していたことから、Xが、Y1会社およびY2を相手に提起した損害賠償請求訴訟では、Xの頸椎後縦靱帯骨化をその損害額算定にあたって斟酌すべきかどうかが争われたものである(控訴審からY1会社の締結していた自賠責保険契約の保険者であるY3保険会社が補助参加した)。

第一審判決である大阪地判平成2年5月11日(昭和62年(ワ)第10987号では、Xが頸椎後縦靱帯という身体的要因を保有するに至った事情に責められるべき点はなく、また、事故前にこれに伴う症状は発現していなかったことから、損害賠償額の算定にあたり頸椎後縦靱帯骨化の存在を斟酌するのは相当ではないと判断するとともに、Xの症状には心因的な要因が寄与していたことから、2割の減額をするのが妥当であると判示した。また、控訴審判決である大阪高判平成5年5月27日(平成2年(ネ)第1095号、同年(ネ)第1107号)では、第一審判決と同様に頸椎後縦靱帯骨化症の素因は斟酌すべきではないと判示するとともに、本件では心因的な要因が損害を拡大させたものとまで認めることはできないと判断した。

〔主文及び理由〕

主文

原判決中、Yら敗訴の部分を破棄する。

前項の部分につき、本件を大阪高等裁判所に差し戻す。

理由

被害者に対する加害行為と加害行為前から存在した被害者の疾患とが共に原因となって損害が発生した場合において、当該疾患の態様、程度などに照らし、加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失するときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の規定を類推適用して、被害者の疾患を斟酌することができることは、当裁判所の判例(最高裁昭和63年(オ)第

1094号平成4年6月25日第一小法廷判決・民集46巻4号400頁)とするところである。そしてこのことは、加害行為前に疾患に伴う症状が発現していたかどうか、疾患が難病であるかどうか、疾患に罹患するにつき被害者の責めに帰すべき事由があるかどうか、加害行為により被害者が被った衝撃の強弱、損害拡大の要因を有しながら社会生活を営んでいる者の多寡等の事情によって左右されるものではないというべきである。

前記の事実関係によれば、Xの本件疾患は頸椎後縦靱帯骨化症であるが、本件においてXの罹患していた疾患がXの治療の長期化や後遺障害の程度に大きく寄与していることが明白であるというのであるから、たとい本件交通事故前に右疾患に伴い症状が発現しておらず、右疾患が難病であり、右疾患が罹患するにつきXの責めに帰すべき事由がなく、本件交通事故によりXが被った衝撃の程度が強く、損害拡大の素因を有しながら社会生活を営んでいる者が多いとしても、これれの事実により直ちにYらに損害の全部を賠償させるのが公平を失するときに当たらないとはいえず、損害の額を定めるに当たり右疾患を斟酌すべきものでないということはできない。

最高(三小)判平成8年10月29日(平成5年(オ)第875号) 〔事案の概要〕

昭和62年2月27日、宮崎県東臼杵郡の道路上において、Y₁会社が所有しY₂の運転する普通乗用自動車がXの運転する普通乗用自動車に追突する事故が発生し、Xが頸椎捻挫を受傷したというケースにおいて、Xは平均的体格に比して首が長く、多少の頸椎の不安定症があるという身体的特徴を有しており、この身体的特徴に事故による損傷が加わって、左胸郭出口症候群の疾患やバレリュー症候群を生じたことから、XがY₁会社、Y₂さらにはY₁会社との間で自家用自動車保険契約を締結していたY₃保険会社を相手に提起した損害賠償請求訴訟では、Xの身体的特徴が損害額算定にあたって斟酌されるかどうかが争点となったものである。

第一審判決である宮崎地延岡支判平成3年1月22日交通民集24巻1号73頁では、Xには首が長く、多少の頸椎不安定症が存在していたという体質的素因があったところに、本件事故による損傷が加わって、左胸郭出口症候群やバレリュー症候群の疾患を生じたというべきであることから、交通事故と被害者の体質的な素因が競合して被害者の疾患が生じている場合には、被害者に生じたあるいは生じうる損害を全部加害者側に負担させることは公平の理念に照らし相当ではなく、4割を減額するのが相当であると判示した。控訴審判決である福岡高宮崎支判平成4年12月25日(平成3年(ネ)第22号、第23号)も、同様に民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用して被害者の損害額から4割を減額した。

〔主文及び理由〕

主文

原判決中、Y敗訴の部分を破棄する。

前項の部分につき、本件を福岡高等裁判所に差し戻す。

理由

被害者に対する加害行為と加害行為前から存在した被害者の疾患とが共に原因となって損害が発生した場合において、当該疾患の態様、程度などに照らし、加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失するときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるに当たり、民法722条2項の規定を類推適用して、被害者の疾患を斟酌することができることは、当裁判所の判例(最高裁昭和63年(オ)第

1094号平成4年6月25日第一小法廷判決・民集46巻4号400頁)とするとごろである。しかしながら、被害者が平均的な体格ないし通常の体質と異なる身体的特徴を有していたとしても、それが疾患に当たらない場合には、特段の事情の存しない限り、被害者の右身体的特徴を損害賠償の額を定めるに当たり斟酌することはできないと解すべきである。けだし、人の体格ないし体質は、すべての人が均一同質なものということはできないものであり、極端な肥満など通常人の平均値から著しくかけ離れた身体的特徴を有する者が、転倒などにより重大な傷害を被りかねないことから日常生活において通常人に比べてより慎重な行動をとることが求められるような場合は格別、その程度に至らない身体的特徴は、個々人の個体差の範囲として当然にその存在が予定されているものというべきだからである。

これを本件についてみるに、Xの身体的特徴は首が長くこれに伴う多少の頸椎不安定症があるということであり、これが疾患に当たらないことはもちろん、このような身体的特徴を有する者が一般的に負傷しやすいものとして慎重な行動を要請されているといった事情は認められないから、前記特段の事情が存するということはできず、右身体的特徴と本件事故による加害行為とが競合してXの右傷害が発生し、又は右身体的特徴が被害者の損害の拡大に寄与していたとしても、これを損害賠償の額を定めるに当たり斟酌するのは相当でない。

寄与率を斟酌すべき事案が発生した場合の事務処理は、どのように行えばよ ろしいか。

また、寄与率の判断は、どのように行えばよろしいか。

答

最高裁判決などにおいては、寄与率を斟酌すべき場合には、民法第722条第2項の「過失相殺」の規定を類推適用して当該素因を斟酌することができるものとしており、過失相殺の規定を類推するという取扱いが一般的であることから、労災保険として求償を行う際にも、過失相殺の取扱いに準拠することとなる。

具体的な事務処理を行う際に用いる各種様式については、寄与率を斟酌すべき事案は極めて少ないものと思われるため、新たに様式化することはしないので、適宜備考欄又は余白等を活用するか、別紙に記載した上で添付する等の措置を講じること。

なお、日本損害保険協会等の関係団体に対しては、事務処理の簡素化を図る ため、寄与率であることを備考欄に表示した上で、過失割合の記載欄を用いる こともある旨説明し了解を得ているので、そうした処理を行っても差し支えな いものであること。

その際には、過失割合と寄与率を上下二段書きにするか、一方を○で囲む等 の何らかの方法により区分することになること。

また、寄与率についても、必要に応じて保険会社等の意見を求めることとするが、その際には様式第5号の照会文書に、寄与率についての意見も求める旨付記すること。

ただし、寄与率の決定は、過失割合と同様に保険会社等の意見や過去の判例 等を参考にしながら、あくまで歳入徴収官である局長が行うべきものであることに十分留意するとともに、過去の類似事例が少ない等の事情により疑義が生じた場合には、随時本省に取扱いを照会すること。 第一当事者に重過失が認められる事案については、自賠責保険等において誤って二重に減額して応償することを防止するため、請求書の請求金額欄には斜線を引くこととされている。

この場合、請求金額欄に請求金額を記載した上で斜線を引くのか、それとも請求金額欄を空欄とした上で斜線を引くのか。

答

第一当事者に重過失が認められる事案において、自賠責保険等に対して求償する際には、政府としても当然重過失減額が行われるという取扱いを踏まえて求償額を算出することになるが、請求書に求償額をそのまま記載した場合には、自動車保険料率算定会の調査事務所において、誤って二重に重過失減額を行って応償額を決定する恐れがある。

そのため、自動車保険料率算定会等の関係団体との協議結果を踏まえて、労 災保険において既に重過失減額を行って求償額を算出していることを明示する ため、あえて請求金額欄に斜線を引くという取扱いとしたものである。

なお、請求書は請求金額が記載されて初めて請求書足り得るものであり、基本的には求償額を記載した上に斜線を引くべきものではあるが、従来より請求金額欄を空欄にした状態で求償を行っていた局にあっては、そうした慣行を尊重するという観点から、当面請求金額欄を空欄とし、そこに斜線を引いても差し支えないこととしている。

自賠責保険等に対して求償する場合には、第二当事者に生じた損害額を控除することなく、第一当事者等が第二当事者に対して有する損害賠償請求可能額を算出することとされているが、これはどのような趣旨か。

また、その他の場合には第二当事者に生じた損害を考慮して求償額を算出することとしているのは何故か。

答

第一当事者等と第二当事者の双方に人的損害が発生している場合であっても、 民法第509条により不法行為債権を受働債権とする相殺は禁止されていること から、本来であれば第二当事者に生じた損害は考慮せずに求償額を算出するこ とも可能であるが、第二当事者に対して求償する際に、第二当事者に生じた損 害を考慮せずに求償額を算出した場合には、第二当事者は自らに生じた損害に 関して第一当事者等に損害賠償を請求することが当然考えられる。

その場合、昭和42年11月30日の最高裁判決は、民法第509条は、不法行為に基づく損害賠償債権を自働債権とする相殺までも禁止する趣旨ではないと判示している(民集21-9-2477)ことから、第一当事者等の立場からみれば、双方の損害を事実上相殺して労災保険給付を受けることとすれば自ら損害賠償を行わなくても労災保険より所定の損害てん補を受けられたにもかかわらず、労災保険が第二当事者の損害を考慮せずに求償したことによって、第一当事者等は第二当事者に対する損害賠償を行う必要性が生じる場合もあり得ることになり、その場合には第一当事者等に損害をもたらす恐れがある。

そのような事情を考慮して、労災保険においては、原則として第二当事者に 生じた損害がある場合には、当該損害も考慮して求償額を算出することとして いるものである。

しかしながら、第一当事者等に生じた損害額が自賠責保険金額以内に収まる場合において、自賠責保険等に対して求償する場合には、自賠責保険等より保険金が支払われることになるため、第二当事者に生じた損害を考慮する必要性は認められないことから、第二当事者に生じた損害額を考慮することなく求償額を算出することにしているものである。

なお、求償額の算出に当たって第二当事者に生じた損害を考慮すべきか否か、 また、考慮するとしてもどこまで考慮すべきか等という点については、今後と も本省において引き続き検討を行うこととしている。 求償額を算出する際には、自賠責保険等を取り扱っている保険会社等に対して求償することになる部分を除き、第二当事者にも損害が生じている場合にはその損害額も考慮することとされているが、第二当事者に生じた損害額はどのように把握すればよいのか。

答

第二当事者に生じた損害額は、基本的には求償額を算出する際の減算要素としての意味を持っているものであるが、法律的には第二当事者に生じた損害を考慮せずに求償額を算出することも可能であり、あくまでも第二当事者から第一当事者等に対して別途損害賠償請求が行われること等によるトラブルを未然に防止すること等を目的として、第二当事者に生じた損害を考慮して求償額を算出することとしているものである。

したがって、第二当事者に生じた損害額は、原則として第三者行為災害届、 第三者行為災害報告書等の提出書類及び当事者の申し出により把握した分について、第二当事者より領収書写しの提供を受ける等の方法により確認すれば足り、事務処理を軽減するため、それ以上の能動的調査は省略して差し支えない。 なお、第二当事者等に対して求償を行った際に、局長が把握していなかった 第二当事者の損害額を考慮してもらいたい旨の申し出が行われた場合には、当該損害額が確認された限度において酌量すれば足りるものであること。

問30 第二当事者に生じた損害を第一当事者等が既に賠償している場合の求償額の 算出方法

第二当事者にも損害が生じている場合には、求償額を算出するに当たり、原則として当該損害額を控除することとされているが、第二当事者に生じた損害が既に第一当事者等が行った損害賠償又は第一当事者等が加入していた自賠責保険等や自動車保険等からの保険金の支払いによりてん補されている場合にはどのように取り扱ったらよろしいか。

答

本件のような場合には、第二当事者の第一当事者等に対する損害賠償請求権 は既に消滅していることから、第二当事者に生じた損害を考慮せずに求償額を 算出すること。 診療費は労災保険で支給しているが、休業損害については自賠責保険等で支払っている事案の場合、第一当事者の休業損害額はどのように算出すればよろしいか。

答

労災保険においては、第一当事者の休業損害額は基本的に給付基礎日額により り算出することとしているが、質問のような事案において給付基礎日額により 休業損害を算出することにすると、第一当事者から休業(補償)給付請求が行 われていないにもかかわらず、第一当事者の賃金額を別途把握する必要があり、 新たな事務負担が生じることになる。また、実際の損害賠償支払額に対応した 損害額を正確に計上できないという問題も生じることになる。

そのため、質問のような事案においては、第二当事者等又は保険会社等から 実際に休業損害のてん補分として第一当事者等に対して支払われた金額をその まま休業損害額として計上して差し支えない。 会社を定年退職し定職に就いていない者が、臨時に短期間就労した際に被災した事案において、労働基準法第12条に規定されている平均賃金の算出方法に基づき休業に係る逸失利益を算出して保険会社等(任意一括扱いが成立している)に対して求償したところ、保険会社等は年間の総日数で賃金総額を除して日収相当額を算定しなければ応償できないと言ってきている。

保険会社等の主張通りの算出方法を用いると、第一当事者の稼働期間が短いため日収相当額は大幅に低下してしまうが、どのように対応したらよろしいか。

答

自賠責保険等における給与所得者の休業損害の算出方法は、原則として

となっている。

一方、自動車保険等においては、特に基準は設けられてはいないが、自賠責 保険等における取扱いを準用しているのが実態である。

いずれにしても、1年間という単位で計算するというやり方は保険実務においてさえも一般的なものではないところから、あくまで平均賃金額を用いて求償額を算出すべき事案であると考えられるので、求償額を変更することなく求償事務を続けること。ただし、一定期日以降は就労しないことが明らかで逸失利益が生じないと認められる場合には、当該事情を考慮して求償額を算定しても差し支えない。

なお、保険会社等があくまで求償に応じない場合には、訴訟の提起を念頭に 入れて求償事務を進めること。 問33 第二当事者に生じた損害額が第一当事者等に生じた損害額よりも大きい場合の取扱い

第一当事者が軽傷で第二当事者が重症の場合、あるいは第一当事者の賃金額よりも第二当事者の賃金額が高いような場合には、第二当事者に生じた損害額を考慮すると求償額はゼロになる場合があり得るが、このような場合には求償は行わなくてもよいのか。

答

自賠責保険等に求償する場合には、第二当事者に生じた損害を考慮せずに求 償額を算出することとしているため、質問のようなケースについても自賠責保 険等に対しては求償することになるが、それ以外の場合には求償は行わないこ とになる。 特別加入者に係る休業(補償)給付については、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業について全部労働不能であることがその支給事由とされているが、労災保険が給付した価額の限度で保険会社等に対して求償したところ、事業主等に対しては休業損害として保険金を支払うことはできないとして応償を拒まれているが、この場合にはどのように対応すべきか。

答

政府が第一当事者より取得する求償権は、第一当事者が本来有していた損害 賠償請求権を根拠をおいているものであり、第一当事者の休業に係る逸失利益 が現実に生じていない場合には、そもそも第一当事者に損害賠償請求権が生じ ていないことから、政府は第一当事者の休業に関して求償権を取得することは ないものである。

したがって、特別加入者に対して休業(補償)給付を行った場合であっても、 当該特別加入者に現実に収入の減少が認められない場合には、休業(補償)給 付分の求償は行わないこととし、既に求償を行っている場合には、速やかに調 定変更手続を行った上で求償額を変更すること。

なお、特別加入をしている事業所得者等であっても、現実に収入の減少が認められる場合には、その限りにおいて求償権を行使することは当然であること。

第一当事者が療養のため休業している期間に対して事業主が賃金を支払っている場合には、第一当事者の休業損害の算出にあたっては、どのように取り扱えばよろしいか。

また、事業主が待機期間の3日分を支払っている場合には、どのように算出すればよいか。

答

第一当事者が療養のため休業している期間に対して事業主が賃金を支払っている場合には、第一当事者にはそもそも休業に関する逸失利益は発生していないところから、事業主が賃金を支払っている部分については、休業損害はないものとして取り扱うこと。

同様に、待機期間の3日分について事業主が補償を行っている場合にも、第一当事者に休業損害は生じていないところから、その部分については休業損害が発生していないものとして第一当事者の休業に係る過失利益額を算出すること。

なお、第一当事者に対して賃金を支払った事業主に対しては、第一当事者が本来有していた損害賠償請求権が移転することになる(民法第422条「損害賠償者の代位」)が、そうした点については、労災保険として支給調整を行う際には考慮する必要はない。

第一当事者の給付基礎日額に、最低保障額又は最高限度額が適用された場合 の休業損害に係る求償額はどのように算出すればよろしいか。

答

1 労災保険給付に伴い政府が取得する求償権は、第一当事者等が第二当事者等 に対して有していた損害賠償請求権に根拠をおいているものである。

したがって、第一当事者の平均賃金額が最低保障額以下であった場合には、 労災保険からは最低保障額に基づき計算された額が給付されることになるが、 そもそも第一当事者が有していた休業損害に係る逸失利益額は、第一当事者の 平均賃金額に基づき算出されるため、政府が行使する求償権も第一当事者が本 来有していた損害賠償請求可能額を限度とすることになる。

そのため、第一当事者の給付基礎日額に最低保障額が適用される場合には、 最低保障額ではなく、第一当事者の平均賃金額を基礎として求償額を算出する こと。

2 最高限度額が適用される場合にも、上記1と同様に、第一当事者の平均賃金 額を基礎として、第一当事者等が本来有していた第二当事者等に対する損害賠 償請求可能額を算出することになる。

なお、その場合であっても、求償額は労災保険給付額を限度とすることは当 然のことである。 第一当事者が休業(補償)給付を受給中に定年退職したような場合には、定年退職後は第一当事者に休業に係る逸失利益は生じないのではないかとして保険会社等より求償額に関して異議を申し立てられる場合があるが、そのような場合にはどのように対応したらよろしいか。

答

政府が求償することができる金額は、同一の事由に関し、第一当事者等が第二当事者等に対して請求し得る損害賠償額と労災保険給付額とを比較していずれか低い額とされている。ただし、自賠責保険等に対して求償を行う場合には、第一当事者等が被害者請求権等を行使することができる金額を基礎として求償額を算出することとなる。

したがって、第一当事者が休業(補償)給付受給中に定年退職した場合には、 その定年退職時以降第一当事者が第二当事者等に対して請求し得る損害賠償請 求可能額の変化が政府の行使し得る求償額にも影響を与えることになる。

例えば、第一当事者が所属していた事業場に定年後も再雇用する慣行があり、 再雇用された場合には定年退職前の賃金額が保障されているような場合には、 定年退職前と同様の求償額として差し支えないことになるが、一般的には、定 年退職後は定年退職前よりも賃金水準が低下する事案が多いものと思われ、現 実には第一当事者が所属していた事業場における再雇用慣行の有無やその内容、 第一当事者が被災前に就職活動を行っていたか否か又は再就職の可能性はどの 程度認められたか等について調査を行い、個別事案ごとに第一当事者の休業に 係る逸失利益額を判断するしかないのが実情である。しがたって、事案によっ ては賃金センサスの年齢別平均賃金額を用いたり、あるいは、第一当事者の再 就職の可能性が不明なため自賠責保険損害査定実施要領における家事従事者の 取扱い等を参考にして求償額を算出しなければならない場合も生じるものと思 われるが、求償額を算出する上で疑義が生じた場合には随時本省に取扱いを照 会すること。 第一当事者が一定の障害等級に該当し障害(補償)給付を受けている場合であっても、後遺症の程度が比較的軽微であって、従事する業務の内容等からみて現在又は将来における収入減が認められないような事案もあるが、そうした場合の求償は、どのように取り扱うべきか。

答

治ゆ後に第一当事者の身体に障害が残ったため従前の労働能力を喪失し又は 労働能力が減退した場合には、第一当事者は喪失又は減退したことによる得べ かりし利益について損害賠償を請求することができることになるが、第一当事 者の後遺障害について実際に損害が発生していないと判断される場合には、第 一当事者に逸失利益に係る損害賠償請求権は発生しないことになる。

政府が行使する求償権も、本来第一当事者が有していた損害賠償請求権の範囲内にとどまるため、第一当事者に現在又は将来における収入減が認められない場合には、その限りにおいて政府が第一当事者より取得する権利はないことになり、したがって、労災保険として障害(補償)給付を行っていたとしても、求償を行うことはできないものとして取り扱うこと。

なお、第一当事者の身体障害に基づく労働能力の喪失又は減退による損害が 具体的に生じていないという点については、個別事案ごとに判断していくしか ないが、求償事務を行う上では、将来の稼得能力の喪失又は減退という観点を 明確に判断することは一般的に困難であり、そのため、現実に収入減が生じて いないことが確認されれば、その限りにおいて求償を行う必要性は認められな いものとして処理して差し支えない。 問39 遺族(補償)一時金が支払われる事案で、第一当事者等の逸失利益額が労災 保険給付額を下回る場合の求償額の算出方法

第一当事者が高齢で死亡したため、第一当事者の死亡による逸失利益額が遺族(補償)一時金の額を下回る事案が生じているが、こうした場合には、どのように取り扱えばよろしいか。

答

第一当事者の死亡による逸失利益額は、

(給付基礎日額×365-死亡した第一当事者本人の生活費) ×死亡第一当事者の死亡日の年齢に応じる就労可能年数に対応する新ホフマン係数×受給者の民法上の法定相続割合

により算出されるが、遺族(補償)一時金は第一当事者の死亡日の年齢にかかわらず、一律に給付基礎日額の千日分とされていることから、第一当事者の死亡による逸失利益額が遺族(補償)一時金の額を下回る事案も生じることになる。

そのような場合には、政府が取得する求償権は、本来第一当事者等が有していた損害賠償請求権に根拠をおいているものであるから、求償額は第一当事者の死亡による逸失利益額を限度として算出すること。

第一当事者が死亡したことに伴い遺族(補償)給付の受給者が取得する損害 賠償請求可能額は、給付基礎日額に365を掛けた金額から死亡した第一当事者 本人の生活費を控除して得られた金額を基礎として算出することとされている が、死亡した第一当事者本人の生活費は、どのようにして算出するのか。

答

第一当事者が死亡した場合には、生存していれば当然に必要になる生活費がかからなくなるため、逸失利益を算定する際には当然に収入から生活費を控除する必要が生じることになる。

第一当事者の生活費を何らかの方法により具体的に算出することが可能であれば、当然に当該算出方法により第一当事者の生活費を特定することになるが、通常は第一当事者の生活費を立証することは困難であるところから、第一当事者の収入のうち一定割合を生活費として認定することが一般に行われている。

収入のうちどの程度の割合を生活費として認定するかについて一律的な基準が存在する訳ではないが、最近の判例及び保険実務等を踏まえると、生活費として控除する額は、

- ①第一当事者本人に被扶養者がいる場合には、収入額の35%
- ②第一当事者本人に被扶養者がいない場合には、収入額の50% とする取扱いが一般的であるため、労災保険において求償額を算出する際にも 同様の取扱いとしている。

そのため、死亡した第一当事者本人の生活費は、原則として被扶養者がいる場合には収入額の35%、被扶養者がいない場合には、収入額の50%として算定すること。

第一当事者に関し、将来の介護料が認められる場合の介護損害は、

「1箇月当たりの介護損害額(常時介護を要する者については130,000円、随時介護を要する者については65,000円)×12×平均余命までの期間に対応する新ホフマン係数|

により算出することとされているが、この算出式はどのような考え方に基づいているのか。

答

労災保険として支給調整を行う際に用いる第一当事者の介護損害の算定方法 については、自動車保険等において用いられている自動車対人賠償保険支払基 準における将来の介護料の取扱い等を参考にして定めたものである。

なお、この算出方法については、日本損害保険協会等の関係団体に対して本 省より既に説明済みである。 介護(補償)給付については、自賠責保険等との支給調整は行わないことと されているが、それはどのような理由によるものか。

また、自動車保険等を取り扱う保険会社等に対して、求償して差し支えないのか。

答

自賠責保険等においては、介護(補償)給付に対応する支払項目はないので、 基本的に支給調整の対象となることはない。

また、ごく稀に民事訴訟における判決において、介護(補償)給付に対応する損害項目を明示して損害賠償金額が示されることがあるが、そのような事案においては、療養や休業に係る給付だけでも自賠責保険金額を当然に超過しているものと思われることから、結局介護(補償)給付に関して自賠責保険等に対して求償することにはならない。

いずれにしても介護(補償)給付に関して自賠責保険等に対して求償することはあり得ないことから、そうした取扱いを明確にする意味で、自賠責保険等に対する求償は行わないこととしているものである。

なお、自動車保険等の場合には、介護(補償)給付に対応する支払項目があるため、自動車保険等を取り扱う保険会社等に対しては、当然求償を行うこと となる。 第二当事者等又は保険会社等より損害賠償又は保険金を受け取った第一当事者の法定相続人と労災保険による遺族(補償)年金受給権者が異なる場合、求償はどのように行えばよろしいか。

答

労災保険の年金受給権者が民法上の相続人とならない場合には、一般的に年金受給権者には、第二当事者等に対する損害賠償請求権は生じていないことから、政府が労災保険給付を行ったとしても政府が取得すべき損害賠償請求権はそもそも存在せず、したがって、そうした場合には第三者行為災害とはならないため求償を行うこともない。

ただし、年金受給権者に第二当事者等に対する損害賠償請求権が部分的にで も認められた場合には、その限りにおいて求償を行うことになるのは当然であ ること。 傷病(補償)年金を受給している第一当事者が、保険会社等に対して被害者請求権等を行使して、後遺障害に関する保険金を受領した場合には、支給調整はどのように取り扱うべきか。

答

傷病(補償)年金は、休業(補償)給付に代えて支給しているものであり、 後遺障害に関する損害項目とは性質が異なるため支給調整を行うことにはなら ない。

したがって、傷病(補償)年金を給付したことに伴う求償は行うこととなるが、一方、控除という問題は生じないことになる。

しかしながら、保険会社等が後遺障害に関する保険金を支払う際には、当事者間で示談を締結しているのが通例であり、当該示談が真正な全部示談である場合には、第一当事者が任意で自らの権利を放棄したことになるため、原則として示談締結時以降の労災保険給付は行わないこととされており、その結果当然に求償という事態も発生しないことになる。

なお、真正な全部示談であるか否かは、示談書の文面だけではなく、示談締結時の状況等を総合的に検討して判断するとされていること、及び支給調整は 災害発生後3年間に限って行うこととされており、原則として3年経過後は年金に係る保険給付は再開されることにも留意すること。 傷病(補償)年金を給付したことに伴い取得した求償権を保険会社等に対して行使したところ、保険会社等から第一当事者は既に症状固定の段階にあると判断されるので、後遺障害に関する損害として保険金を支払いたい旨の申し出が行われた。

どのように対応したらよろしいか。

答

保険会社等の中には、労災保険としていまだ第一当事者に対する医学的治療効果が認められる傷病であると判断した事案であっても、一定期間経過後は症状固定の段階に達したとして、後遺障害に関する損害を支払い、休業及び治療に関する損害は発生しないことを前提に処理を行う例が認められる。

しかしながら、保険会社等が主張するように第一当事者が症状固定の段階に達している事案はともかく、いまだ治療の必要性が認められると判断された場合には、あくまでも症状固定の有無について保険会社等と意見調整をすべきであり、保険会社等から結果として支払われる保険金の金額に着目して処理を行うべきではない。

したがって、治療の必要性等についての労災保険としての判断を保険会社等に対して十分に説明し、それでも理解が得られない場合には、訴訟の提起を念頭に入れて求償手続を進めること。

なお、万一、傷病(補償)年金に係る求償を後遺障害に係る保険金で応償することを認容した場合には、仮に将来労災保険としての判断が症状固定になったとして障害(補償)年金を支給し、これを求償したとしても既に応償済みであるとして支払いを拒まれることにもなり、支給調整制度全体としての整合性にも悪影響を与えることになるので、そのような処理は行わないこと。

第一当事者が傷病(補償)年金を受給している場合、第一当事者に生じる逸失利益額は、「給付基礎日額×365×労働能力喪失率×療養開始日の年齢に応じた就労可能年数に対応する新ホフマン係数」という式により算出することとされている。

この算式によれば、第一当事者の過失割合が大きい場合であっても、実際には労災保険給付額を全額求償することになる事案がほとんどであり、保険会社等の中には、傷病(補償)年金の場合にも、休業(補償)給付と同様に「給付基礎日額×休業日数」として算出すべきであるとして応償しようとしない事例が生じている。

このような場合にはどのように対応すべきか。

答

傷病(補償)年金受給者の逸失利益額の算出に当たって、現行の新ホフマン 係数を用いた算式を用いている主な理由は、傷病(補償)年金の支給基準に該 当する者は、療養開始後1年6箇月を経過した時点以降においても、一定の重 篤な傷病の状態が継続し、治ゆすることがないのが一般的であるという考え方 に基づくものである。

本省では、質問のような事案の対処方法について、平成8年度に日本損害保 険協会との定期協議の場を利用して問題提起を行い協議を行ったが、協会側か らは労災保険が採用している算式で求償が行われた場合であっても、他の点に 問題がない限り応償する上で何ら支障はない旨の回答を得ている。

したがって、逸失利益額の算出方法をめぐって保険会社等とトラブルが生じた場合には、労災保険としての統一的な計算方法であり、日本損害保険協会の 理解も得ている旨説明して適切に対応すること。

なお、例えば傷病(補償)年金受給者が症状固定となって治ゆすることがないという前提が崩れたような事案が仮に生じた場合には、給付基礎日額に休業日数を乗じた額で逸失利益を算出しても差し支えない。

第一当事者等が第二当事者等に対して有する労災保険の支給項目に対応する 損害賠償請求可能額を算出する際に、当事者の過失割合を乗じた結果1円未満 の端数を生じた場合にはどのように取り扱うべきか。

答

第一当事者等が第二当事者等に対して有する労災保険の支給項目に対応する 損害賠償請求可能額は、原則として第一当事者等に生じた損害額を基礎とし、 この額に当事者の過失割合等を加味して算出することとしているが、第一当事 者等に生じた損害額に当事者の過失割合を乗じることによって1円未満の端数 を生じることがある。

一般的な民事債権の場合には、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第3条第1項に基づき、50銭未満の端数は切り捨て50銭以上1円未満の端数は1 円に切り上げて計算することになるが、同条第2項においては、「前項の規定は、国が収納し、又は支払う場合においては適用しない」とされているため、政府が労災保険給付に伴い第一当事者等より取得する求償権の場合には、同条第2項の適用を受け、同条第1項の適用を除外されることになる。

一方、政府が求償権を行使する時点においては、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」第2条第1項の規定の適用を当然に受けることになるが、同項においては、1円未満の端数は切り捨てて計算を行うこととされている。

したがって、求償額を算出する際には、1円未満の端数を切り捨てて処理すること。

求償額を算出する方法としては、控除前相殺説と控除後相殺説が考えられるが、労災保険において控除前相殺説をとっている理由はどのようなものか。

また、仮に保険会社等又は第二当事者等が、控除後相殺説を援用して求償額の減額を主張してきた場合にはどのように対応すればよろしいか。

答

求償額の算出方法としては、主に

- ①控除前相殺説(損害総額に対して過失相殺をした後で保険給付額を控除する 方式) -
- ②控除後相殺説(損害総額から保険給付額を控除した後の金額について過失相 殺をする方式)
- の2通りがあり、労災保険は、一貫して控除前相殺説を採用して求償額を算出 している。

一方、控除後相殺説を採った場合には、労災保険給付額自体にも過失相殺を した上で求償額を算出することになるため、控除前相殺説を採った場合よりも 求償額が少なくなる事案が発生することになり、控除後相殺説を援用して応償 を拒否する事案が生じることもあり得る。

しかしながら、学説上は両説が存在していることは事実であるが、判例の傾向を分析してみると、下級裁判所のほとんどが控除前相殺説を支持しており、また、最高裁判所も、平成元年4月11日の第三小法定判決等において控除前相殺説を採用しており、裁判所の考え方は既に控除前相殺説に決しているとも言えるような状況となっている。

したがって、労災保険としては、今後も控除前相殺説を前提として求償額を 算出することとしており、取扱いを変更する考えは全くないので、仮に控除後 相殺説を援用して応償を拒否された場合には、学説や判例の動向を含め労災保 険としての考え方を十分に説明した上で、どうしても相手方の理解が得られな い場合には、訴訟の提起を念頭に入れて求償事務を進めること。 保険会社等は、第一当事者が療養を開始した後一定期間を経過すると症状固定と判断し、以後の診療費については求償に応じようとしない事例が散見される。また、第一当事者が療養中に、主治医が経過観察のため短期間治療を中断することがあるが、そうして事例においてはその後治療が再開されたとしても保険会社等は求償に応じようとしないことがある。

このような場合には、どのように対応したらよろしいか。

答

労災保険給付は、第一当事者に治療の必要性が認められる限り行われるべき ものであり、当該事案が第三者行為災害に該当したとしてもその取扱いに変わ りはない。

したがって、第一当事者に療養を継続する必要性が認められ労災保険を給付した場合には、保険会社等がどのような主張をしたとしても、政府は労災保険法第12条の4第1項に基づき保険給付の価額の限度で求償権を取得していることとなる。

そのため、このような事案においては、保険会社等に対して第一当事者に療養を継続する必要性が認められることを十分に説明し理解を求める必要があるが、説明を尽くしてもなお理解が得られず応償されない場合には、訴訟の提起を念頭に入れて求償事務を進めること。

ただし、第一当事者が症状固定等を前提として真正な全部示談を締結し、示談締結後の損害賠償請求権を労災保険給付分を含んで放棄したと認められる場合には、原則としてそれ以降労災保険給付は行わないこととしており、当然に求償を行う事態は生じないことになるので、十分に留意すること。

自賠先行として処理されている事案において、第一当事者の治療の必要性について、第一当事者と保険会社等との間で主張が対立し、保険会社等から保険金が支払われないため、第一当事者が労災保険へ請求を切り換えてきた場合は、どのように対応したらよろしいか。

答

第一当事者の治療の必要性について、保険会社等がどのような意見を持っているかにかかわらず、労災保険に対して療養に係る給付請求が行われた場合には、あくまで労災保険として第一当事者の傷病の状態等を調査検討し、治療の必要性が認められる場合には労災保険給付を行うことになる。

労災保険給付を行った結果、当該保険給付の価額の限度で第二当事者等や保険会社等に対して求償を行うことになるが、保険会社等は容易には求償に応じないと思われることから、療養(補償)給付を行った理由等について十分に保険会社等に対して説明を尽くした上で、それでもなお応償されない場合には、訴訟の提起を念頭に入れて求償事務を進めること。

問51 第一当事者が治療継続中に、保険会社等が症状固定として一時金を支払った場合の求償の取扱い

せき損や頭部外傷による四肢麻痺等の場合には、保険会社等は第一当事者に 治療を継続する必要性が認められる段階においても、症状固定と判断して後遺 障害に係る一時金を支払い、処理を終了させてしまう場合が認められる。

こうした事案で、第一当事者が一時金受領後に労災保険に対して療養(補償) 給付を請求してきた場合の労災保険給付及びその後の求償はどのようにしたら よろしいか。

答

第一当事者の治療の必要性については、あくまで労災保険として事実関係を調査検討した上で判断すべきものであり、保険会社等の判断に影響されることがあってはならないが、第一当事者と第二当事者等との間で真正な全部示談が成立し、第一当事者が示談成立日以降の損害賠償請求権をすべて放棄している場合には、政府はその限度において労災保険給付する義務を免れることになることから、示談成立日以降労災保険給付は行わないこととしている点に留意する必要がある。

したがって、労災保険給付分を含まない部分について示談が成立しているような場合で、かつ、労災保険給付を行う必要性が認められる限度において労災保険給付を行うこととなる。

なお、労災保険給付を行った場合には、原則としてその価額の限度で第二当 事者等や保険会社等に求償を行うことになるが、その際には労災保険としての 取扱いや第一当事者の治療の必要性等について十分に説明して理解を求めるこ と。

ただし、説明を尽くしても保険会社等や第二当事者等が任意に応償しない場合には、訴訟の提起を念頭に入れて求償手続を進めること。

療養の給付請求書取扱料を療養(補償)給付の額に含めて保険会社等に対して求償したところ、保険会社から異議を申し立てられる場合があるがどのように対応したらよろしいか。

また、診断書料及び証明料等についてはどのように取扱うべきか。

答

1 労災保険給付に伴い政府が取得する求償権は、第一当事者等が第二当事者等 に対して有していた民事的な損害賠償請求権に根拠をおいている。

療養の給付請求書取扱料(以下「取扱料」という。)は第一当事者に対する治療に伴い労災保険から指定医療機関に対して支払われるものではあるが、その趣旨は第一当事者の治療に係る費用ではなく、指定医療機関に対して労災保険が事務処理を委託するための費用という性格を有するため、第一当事者の治療に伴う損害とは認められず、第一当事者等が損害賠償責任を有する者に対して請求できる損害費目には該当しないものである。

したがって、求償額を算出する際には、取扱料を控除する必要がある。

そのため、取扱料を含めて求償したことにより、保険会社等より異議申し立 てが行われている場合には、求償額を速やかに変更すること。

2 診断書料及び証明料等については、上記1と同様に第一当事者等の損害に該当するかどうかで求償額に含めるか否かを決定することになる。

例えば、第一当事者が労災保険給付を請求する際に、請求書等への添付が法令上義務付けられている診断書及び証明書等については、労災保険給付を受けるために必要な書類であることから、診断書及び証明書等を入手するために支出される費用については、当然に第一当事者等の損害となり、政府が労使保険給付に伴い第一当事者等から取得する損害賠償請求権の対象に含まれるところから、当該費用を含めて求償額を算出することになる。なお、当該費用が第一当事者等の損害となることについては、第一当事者等が労災指定病院以外から診断書や証明書を入手した場合には、いったん第一当事者等が所定の費用を支払い、その後療養の費用請求書により署長に対して当該費用に係る保険給付を

請求していることでも明らかである。

一方、労災保険における事務処理を行うために署長が任意に収集した診断書等については、基本的には第一当事者等の損害とはならないため、たとえ当該診断書等を入手するために必要な費用として労災保険給付を行っていたとしても、当該費用はそもそも政府が第一当事者等より取得する損害賠償請求権の対象には含まれないことから、当該保険給付額は除外して求償額を算出する必要が生じる。

したがって、診断書料及び証明料等については、診断書及び証明書を入手するための費用が第一当事者等の損害に含まれる場合には、当該費用を含めて求償額を算出することとし、第一当該者の損害に含まれない場合には、当該費用を除外して求償額を算出すること。

3 自賠責保険等を取り扱う保険会社等は、自動車損害賠償責任保険損害査定要 綱及び実施要領(以下「査定要綱等」という。)に基づいて保険金の支払事務 を行うことになっており、査定要綱等に支払費目が規定されていない場合には、 たとえ第一当事者等の損害に該当したとしても自賠責保険等より保険金の支払 いは行われないことになる。

査定要綱等には、診断書等の費用についても保険金の支払いが可能である旨の記載があるが、査定要綱では「必要かつ妥当な実費とする。」、また、実施要領では「請求に必要とする枚数に限り、その実費を認める。」と表現されており、自賠責保険等の支払対象が、自賠責保険等に対する請求に必要な診断書等の費用に限定されるのか、あるいは労災保険給付に必要な診断書等の費用も含むのか解釈が分かれるところである。

この点については、いまだ裁判所の判断が下された事例はないものの、保険 実務においては、自賠責保険等を請求するために必要な診断書等に限定して保 険金の支払いを行うのが査定要綱等の趣旨であると解釈し、当該解釈に基づき 事務処理を行っており、労災保険としても、今後、新たに裁判所が自賠責保険 等は労災保険給付を請求するために必要な診断書料等についても保険金を支払 うべきであるという判決を出す等の事情変更がない限り、当面、当該保険実務 上の解釈や取扱いを踏まえて求償事務を行うことが妥当であると考えられる。

したがって、第一当事者等の損害に含まれる診断書料及び証明書料を含めて 求償額を算出して自賠責保険等に求償したところ、自賠責保険等より異議が申 し立てられた場合には、自賠責保険等に対しては診断書料及び証明料に係る部 分を除外した額を求償すること。ただし、診断書及び証明書を入手するために 支出した費用が第一当事者等の損害に含まれる以上は、第二当事者等に対して は当該費用を求償することができ、また、第二当事者等の損害賠償責任をてん 補することとなる自動車保険等に対しても基本的には求償可能であるので、自 賠責保険等に対する求償対象から除外した診断書料及び証明料については、第 二当事者等又は自動車保険等に対して求償を行うこと。

なお、これまで診断書料及び証明料を含めて自賠責保険等に対して求償を行い、特段のトラブルが生じていなかった局にあっては、自賠責保険等より新たに異議の申し立てが行われない限り、当面、従前の取扱いを継続して差し支えない。

問53 保険会社等から第一当事者の休業期間に対して異議が申し立てられた場合の 取扱い

第一当事者の休業期間が長期化した場合、保険会社等の中には署長が一方的 な判断により労災保険給付を続けていたものであり、休業の必要性は認められ ないとして一部応償を拒否する場合がある。

このような場合には、どのように対応すべきか。

答

労災保険は、休業の有無や休業の必要性等を検討した上で休業(補償)給付を行っており、保険会社等の異議を受け入れて求償額を変更することは困難である。

しかしながら、求償を行った事案の中には、傷病名から判断すると一般的には休業期間が長すぎると思われるもの等が含まれることもあり得ることから、そうした場合には、第一当事者の傷病の状況や休業の必要性を認めた理由等について十分に保険会社等に説明し理解を得るよう努めること。

なお、保険会社等の中には、一定の傷病については治ゆの時期について目安を定め、個別の事情を考慮することなく休業の必要性を否定する場合もあるようであり、そうした事案について保険会社等の理解が得られない場合には、訴訟の提起を念頭に入れて求償事務を進めること。

保険会社等に対して求償を行ったところ、局長が決定した過失割合に対して 保険会社等が異議を申し立て、求償に応じようとしないが、どのように対応し たらよろしいか。

答

当事者の過失割合は、第三者行為災害届、第三者行為災害報告書、第三者行為災害調査書等に基づき事実関係を把握した上で、保険会社等からの回答書、別冊判例タイムス第1号「民事交通訴訟における過失相殺等の認定基準」等の図書、過去の判例等を参考にして局長が決定すべきものであり、保険会社等からの過失割合についての回答は、あくまで参考意見として取り扱われるべきものである。

そのため、当事者の過去割合について保険会社等と意見が相違した場合には、 第一次的には双方の根拠をお互いに説明し意見調整を行うこととなるが、どう しても調整がつかず、しかも労災保険側の決定した過失割合があくまで正当で あると判断される場合には、求償額を変更することなく、訴訟の提起を念頭に 入れて求償事務を進めること。 障害等級を14級と決定し労災保険給付を行った事案に関して保険会社等に対して求償を行ったところ、自算会の調査事務所が障害等級非該当という判断を下したことを理由として応償を拒まれているが、どのように対応したらよろしいか。

答

労災保険と自賠責保険等は同一の障害等級表を用いているが、具体的な事案について障害等級の決定をする際には、その判断に食い違いが生じることもあり得るものと思われる。実際にトラブルが生じた事例を分析してみると、保険会社等が第一当事者には障害が存在しないと主張する事案は皆無であり、そのほとんどは障害は存在するが障害等級に該当するまでには至らないと主張している事例である。

したがって、このような場合には、労災保険としての考え方を保険会社等及 び自算会の調査事務所に対して十分に説明するとともに、相手方の主張の根拠 や所持している資料等についての説明を求め、見解の相違の原因を究明した上 で適切に対応することが必要となる。

なお、意見調整を行った結果、保険会社等の主張が妥当であると判断した場合には、調定変更の手続を経た上で求償額を変更することとなるが、労災保険側の主張が正当であると判断された場合には求償手続を続行し、それでも応償されない場合には、訴訟の提起を念頭に入れて求償手続を進めること。

保険会社等が求償額に対して異議を申し立て任意に応償しようとしないため 第二当事者等に対しても求償を行っているが、第二当事者等も保険会社等と歩 調を合わせ応償を拒んでいるため訴訟の提起を前提に督促手続を講じていると ころである。

訴訟を提起する場合には、相手方をどのように特定すればよろしいか。

答

不真正連帯債務を負う債務者が複数存在する場合には、原則として債務者全員を対象に訴訟を提起すべきである。

ただし、個別の事情や費用対効果という観点等も考慮する必要があることか ら、事案に応じて法務省(法務局又は地方法務局)と事前に打ち合わせを行い 決定すること。 第二当事者が自動車保険等に未加入の事案で、自賠責保険金額を超過した分について第二当事者等に対して求償した場合、又は、交通事故以外の場合で第二当事者等に対して求償した場合において、第二当事者等に全く誠意が認められず、督促等にも何ら応答がない場合にはどのように対応したらよろしいか。

答

第二当事者等に対して求償を行い、更に督促手続を講じても第二当事者等に 弁済についての誠意が全く認められず応償される見込みが立たない場合には、 債権管理法第21条第1項に基づく徴収停止基準に該当する場合を除き強制履行 手続を取ること。

なお、その場合、不真正連帯債務を負う者が複数存在する場合には、無資力 であることが明らかな者を除き、原則としてすべての債務者に対して同時に強 制履行手続を講じること。

また、強制履行措置を講じることとした場合で、債権を保全するため必要があるときには、債権管理法第18条第2項の規定に基づき仮差押又は仮処分等の保全措置を講じること。

債務者に対する強制履行手続は、債務者に対して納入告知を出し、その後督促手続を経た上で講じることとされているが、債務者の資産が散逸し、又は資産の隠匿行為が行われる恐れがある等債務者の資産を早急に保全する必要性が認められる場合には、どのように対応したらよろしいか。

答

債務者の有する資産が散逸する恐れがある等の事情により、その資産を早急に保全する必要性が認められる場合には、納入告知手続又は督促手続を経ることなく、債権管理法第18条第2項に基づき、法務大臣に対し、速やかに債務者の資産の仮差押又は仮処分の手続を取ることを求める措置を講じること。

なお、その際には、あらかじめ局の所在地を管轄する法務局長(所掌は訟務 部)又は地方法務局長(所掌は訟務課)と連絡を取っておくこと。 下回り示談が成立した場合には、事案によっては任意一括扱いを解消することも検討することとされているが、そもそも下回り示談とはどのような示談を意味するのか。

また、「任意一括扱いを解消すること」とはされず、「任意一括扱いを解消することも検討すること」とされた趣旨はどのようなものか。

答

第一当事者等は、第二当事者等に対する損害賠償請求権と、保険会社等に対する被害者請求権等を有しているが、第一当事者等は任意に自らの権利を放棄することができることから、本来であれば請求することができた金額を下回って示談を締結することも自由である。例えば、自賠責保険等においては、第一当事者に重過失が認められない限り過失減額は行われない取扱いとなっているが、任意一括扱いが成立している事案において、当事者間でそうした取扱いとは別にお互いの過失割合を加味した金額で示談を締結した場合には、第一当事者等の立場から見ると、示談成立に伴い本来は受け取ることが出来た金額を下回る金額しか受領できないことになる。このような内容で締結された示談を、一般に「下回り示談」又は単に「下回り」と呼んでいる。

労災保険における求償額の算出方法は、示談成立時等の損害確定時における 総損害額を基に計算した額を求償の限度額としているため、下回り示談が成立 した場合には、求償額が下回り示談が行われていなければ求償できたであろう 額を下回る場合もあり得ることになる。

このような事案においては、局長として任意一括扱いを解消さえすれば、当該示談の内容にかかわらず、自賠責保険金額までは求償可能となるものであるが、任意一括扱いとすることは、第一当事者等にとっては、事務手続きを保険会社等に一括して代行してもらえるというようなメリットもあるため、局長が求償額を引き上げる目的のために一方的に任意一括扱いを解消した場合には、無用のトラブルを招く可能性もある。

そのため、示談が成立した経緯や当事者の意向等を十分に踏まえてケースバイケースで対応できるよう「任意一括扱いを解消することも検討すること」としているものである。

なお、運輸省自動車交通局保障課によると、運輸省としても下回り示談の解 消については保険会社等を随時指導しているが、調査対象とした事案のうち1 割弱に下回り示談が認められた場合もあるとのことであり、保険会社等が第一 当事者等に適切な説明を行わず第一当事者等の保護にも欠けるような場合には、 第一当事者等や保険会社等とも調整した上で、任意一括扱いを解消する方向で 検討すること。 使用者責任を負う事業主に対して求償したところ、当該事業主は日常より従業員に対しては様々なルールを守って業務を遂行するよう指導教育を行っており、民法第715条但し書きに基づき使用者責任は生じないので応償できない旨の申し出が行われたが、どのように対応したらよろしいか。

答

事業主が民法第715条に規定されている使用者責任を免れるのは、同条但し書きに基づき、事業主が従業員の選任及びその事業の監督につき相当の注意を払った場合又は相当の注意を払ってもなお損害が生じてしまった場合に限られている。

しかも、使用者責任の免責事由についての挙証責任は事業主にあることから、 事業主が免責を主張するに足りる事実を明確に立証しない限りは、使用者責任 を追及することが可能である。

過去の裁判例等においても、従業員の選任に関する事業主の注意義務については、業務を遂行する上で求められる綿密な注意力を具備しているか否かまで調査する必要があるとされており、また、監督に関する注意義務についても、一般的な訓示・指導を与える程度では事業主に過失がないとはいえず、従業員が実際に事故を起こしている以上事業主には監督上の過失が認められるとされており、使用者の免責事由が認められることはほとんどない。

したがって、事業主から免責事由がある旨の抗弁が行われたとしても、使用者の免責事由が明確に示されない限り、上記の趣旨を相手方に十分に説明した上で求償事務を続けること。

第二当事者等と保険会社等とは不真正連帯債務者の関係に立つとされているが、不真正連帯債務とはどのような関係を意味し、どのように求償を行えばよいのか。

答

「不真正連帯債務」の場合には、(真正)連帯債務の場合とは異なり、債務者間に共同目的のための主観的関連性が認められず、あらかじめ予定された各自の負担割合もなく、各債務者が負う債務は互いに別個の法律的事実に基づき発生し、それぞれ独立した関係に立つことになる。確かに不真正連帯債務の場合にも(真正)連帯債務の場合と同様に、ある債務者が債務の弁済を行った場合には、その限度において他の債務者の債務も減少する結果をもたらすが、それはたまたま各債務者が負っている債務が同一の目的を有していた結果に過ぎないものである。

したがって、同一事案について不真正連帯債務を負う債務者(保険会社等を 含む)が複数存在する場合には、債務者の各々に対して政府が取得した債権額 を全額求償することになる。

ただし、実務上は求償を速やかに行い、かつ、求償した金額を確実に収納するために、保険会社等より確実に支払が見込まれる事案については、第一次的には、保険会社等に対して求償を行うこととしているので留意すること。

政府が第一当事者等より取得する求償権は不真正連帯債務であるとされているが、不真正連帯債務は(真正)連帯債務とどのような点が異なるのか。

答

連帯債務には、民法に規定が置かれている「(真正)連帯債務」と民法には何ら規定がなく判例で確立された「不真正連帯債務」があるが、第三者行為災害において第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求権は不真正連帯債務であるとされており、したがって、政府が第一当事者等より取得する求償権も不真正連帯債務ということになる。

この「不真正連帯債務」とは、数人の債務者が同一内容の債務について、各自独立して全部分の債務を負担し、しかもそのうちの一人が全部の債務の弁済を行えば、すべての債務者の債務が消滅するという点では「(真正)連帯債務」と同じであるが、それぞれの債務は全く独立したものであるから、一人の債務者に生じた事由は、弁済等債権を満足させるものを除き、他の債務者に何ら影響を及ぼさない点に大きな特徴がある。

すなわち、不真正連帯債務の場合には、民法第434条から第439条までの絶対 的効力の規定の適用がないが、これら絶対的効力の規定は、請求による時効の 中断効を除いて、いずれも債務の消滅に関するものであり、債権者の権利を弱 める結果になっているため、不真正連帯債務の方が債権者は有利な立場に立つ ことになる。

例えば、連帯債務者の一部に生じた時効の効力が他の債務者に対してどのような影響を与えるかであるが、「(真正)連帯債務」の場合には、時効完成の効力は民法第439条の規定により、当該時効が成立した債務者の負担部分については他の債務者も弁済を免れることになるが、「不真正連帯債務」の場合には、債務者の一人に時効が完成したとしても他の債務者には何ら影響を与えないため、一部の債務者について時効が完成したとしても、債務の承認等により時効が中断している債務者が存在する場合には、時効が完成した債務者以外の債務者に対して求償事務を続けることが可能になる。

不真正連帯債務を負う債権者が複数存在する場合には、署長から保険給付 (求償権取得・債権発生)通知書の送付を受けた局長は、債務者すべてに対し て債権管理を行う必要があるのか。

答

不真正連帯債務を負う債務者が複数存在する場合には、局長(歳入徴収官) は債権管理法上すべての債務者について債権管理を行う必要があるため、一部 の債務者について債権管理を省略することはできない。

したがって、債権管理簿には、すべての債務者を登記する必要がある。

ただし、債権管理を適正に行いつつ事務処理の簡素化を図るため、使用者等の特定の債務者より確実に応償することが見込まれる場合には、署長は当該特定の債務者に対してのみ保険給付(求償権取得・債権発生)通知書を作成し局長に送付することとしてもよい取扱いとしており、その場合には局長はその限りにおいて債権管理事務を省略して差し支えないことになる。

また、局長は、事務処理の簡素化を図るとともに、求償を速やかに行い、かつ、求償した金額を確実に収納するため、保険会社等より確実に支払いが見込まれる事案については、第一次的には保険会社等に対してのみ求償を行うこととしているので留意すること。

問64 民事訴訟の判決において労災保険の判断とは異なる事実認定が行われ、当該判決に基づくと既に応償されている金額を一部返還しなければならない場合の対応

保険会社等又は第二当事者等で対して求償を行い、既に全額応償されている事案に関し、別途当事者間で争われていた民事訴訟の判決で、当事者の過失割合や第一当事者の治ゆ年月日等について労災保険の判断と異なる事実認定が行われ、当該事実認定に基づき再計算すると既に応償されている金額の一部を返還しなければならない場合には、どのように対応したらよろしいか。

答

質問のような事案が仮に生じた場合であっても、政府が当該民事訴訟に参加していない状況の下で出された判決の既判力は政府には及ばないものであり、 当該判決によって政府に求償額を変更する義務が生じることはないことから、 民事訴訟の判決が出されたという事実のみをもって、労災保険として何らかの 積極的な対応を行う必要性は認められない。

しかしながら、応償した保険会社等又は第二当事者等から応償額の一部返還請求が行われたような場合には、当該判決の内容等を十分に検討し、当該判決の事実認定に沿って調定変更を行うべきであると判断された場合に限り、速やかに調定変更決議を行い、所定の事務処理を行って過払い分を返還することとなるが、調定変更の必要性を認めなかった場合には、返還要求には応じないこととなる。

なお、当事者間で民事訴訟が提起されている場合であっても、当該民事訴訟 における判決が出されるまで事務処理を保留すべきでないことは当然であり、 迅速に労災保険給付事務及び支給調整事務を行うよう努めること。 問65 人的損害総額の確定により求償額の最終調整を行った結果、求償済みの額よりも低い額が算出された場合の取扱い

労災先行事案において、療養(補償)給付及び休業(補償)給付を行い、当該労災保険給付に基づき求償額を算出して求償していたところ、災害発生後3年以内に示談が締結されたことにより人的損害総額が確定し、保険会社等から慰謝料が支払われたため求償額の最終調整を行った結果、当初求償済みの額よりも求償額が低く算出されてしまった。

このような事案はどのように取り扱えばよろしいか。

答

質問にあるような事案がどのような場合に生じるか検討したところ、示談によって支払われた慰謝料については、損害額の100%が支払われているにもかかわらず、求償額を算出する際には慰謝料部分についても局長が決定した過失割合を加味していたため、人的損害総額が確定する以前の求償額と比べて、最終的に算出した求償額が低くなっているような場合に発生することが判明した。

このため、第一当事者等に係る人的損害総額が確定した場合における最終的な求償額の算出に当たっては、まず、示談成立に伴い支払われた慰謝料額を算出する際に、

- ① 第一当事者の過失割合を加味して慰謝料額を計上したものかどうか
- ② 第一当事者の過失割合を加味することなく、慰謝料額として損害額の100 %を計上したものかどうか
- ③ 第一当事者の過失割合や損害額を考慮することなく、当事者の合意によって一定額を慰謝料として計上したものかどうか

等を見極める必要がある。

その上で、当該慰謝料が局長が決定した過失割合とは異なる過失割合によって算出されているか、あるいは過失割合を考慮することなく一定額が支払われているような場合には、人的損害総額が確定する以前の慰謝料分を除いた損害合計額と、当該慰謝料に係る損害額を区別して、それぞれ異なる過失割合等に基づきそれぞれの損害額を計上し、最終的にそれらの損害額を合算することによって求償額を算出すること。

なお、求償時に作成する請求書等の記載に当たっては、算出された金額を一括して記載してもよいし、上記の方法により区分した金額を段分けして記載し、 その内訳が一目で把握できるようにしてももちろん差し支えない。

また、算出された金額を一括して記載することについては、日本損害保険協会の了承を得ている。

(別添記載例参照)

(事案の概要)

- ① 過失割合 第一当事者 30%:第二当事者 70%
- ② 治療及び休業 90日
- ③ 労災先行で治療費及び休業補償を支給
 - イ 療養 1,900,000円
 - 口 休業 417,600円(給付基礎日額8,000円×0.6×87日)
- ④ 後遺障害なし
- ⑤ 治ゆ後、示談を締結
 - イ 示談書の内容は、慰謝料の支払をもって当事者間の損害賠償債権債務は消滅したとするもの。
 - ロ 慰謝料の支払額 369,000円 (4,100円×90日: 損害額の10割を支給)

変更前の記載例

債権確認調査決定 (変更) 決議書

真定基礎内訳 ①(全事	案について記入)
-------------	----------

算定基礎内訳 ②(自賠責単独以外の事案について記入

項目 区分	労災保険給付額 (A)	労災保険給付内容	支 払 年月日	被災者の損害額 (B)	相手方(あなた側)の 損害額 (C)	被災者の労災保険給付以外の 損害賠償受領済額 (D)
入院 看 通 柔	1.900.000	自〇・〇・〇 至〇 (90日分)	0.0.0	1.900.000	0	0
養院 看通 柔						
間 院 婦 看 通 柔						
給院 解看通柔						
行 入 院 婦 看 通 柔						
休業(補償)給付	417.600	自 〇・〇・〇 至 〇・〇・〇(87世分)	0.0.0	720.000	0	0
N % (MH 18) 40 [3]						
給付基礎日額						
(円)						
傷病(補償)年金		第 級 分				
年 金 障害(補償)給付一 時 金 前払一時金		第 級 サ				
年 金 遺族(補償)給付一 時 金 前払一時金		受 給 者 名 統柄				
葬 祭 (料) 給 付		受給 岩名 続柄				
介 護 (補 償) 給 付						
前回請求時までの額	0					
計 (1)	2.317.600 (A)			(1) 2.620.000 (B)	0 (C)	0 (D
その他の人的損害(慰謝料等)						
計 (2)				(2) (B)	(C)	(E
医定基礎内訳 ③(自賠責及	ひ任意一括の場合	について記入)		過失剤合 (被災者①/相手方②) (E)	被災者の過失相殺後の 損 海 額 ((B)×(E)(2)) (F)	被災者請求可能額 ((F)-(C)×(EXD-(D)) (G)
自賠責保険(共済)金額(ᠺ □120万円・②)96万円・②その他	(は既払額に)	円 円	30 / 70	1.834.000	1.834.000
求償可能限度額((K) -	(L)) (M)		円	政府の求慎権取得額(A) と(G)のうち少ない額 (H)	前回までの請求金額 (I)	今回請求金額(知)-(1)) (J)
請求金額 (1	1)		834.000 円	1.834.000	0	1.834.000

連絡等事項 保険給付 (継続中・完了)

変更後の記載例(質問の方式により計算した例)

債権確認調査決定 変更 決議書

算定基礎内訳 ① (全事案)	こついて記入)			算定基礎内訳 ②	(自賠責単独以外の事案	について記入)
区分 項目	労災保険給付額 (A)	労災保険給付内容	支 払 年月日	被災者の損害額 (B)	相手方(あなた側)の 損害額 (C)	被災者の労災保険給付以外の 損害賠償受領済額 (D)
療	1.900.000	自○・○・○ (90 日分)	0.0.0	1.900.000	0	0
養	•					
(補)						
給院 看通柔						-
付 入 院 外 看 通 柔						
	417.600	自〇・〇・〇 至 〇・〇・〇(87日分)	0.0.0	720.000	0	0
休業(補償)給付						
給付基礎日額						
(HJ)						
						·
傷病(補償)年金	·	第 級 号				
年 金 障害(補償)給付一 時 金 前払一時金		第 級 步			·	
年 仓 遺族(補償)給付一 時 仓 前払一時金		受給者名続柄				
葬祭(料)給付		受 給 者 名 続柄				
介 護 (補 償) 給 付						-
前回請求時までの額	1.834.000					
計 (1)	2.317.600 (A)			(1) 2.620.000 (B)	0 (C)	0 (1
その他の人的損害(慰謝料等)				369.000	0	369.000
計 (2)				(2) 2.989.000 (B)	0 (C)	369.000 (1
算定基礎內訳 ③(自賠責及	及び任意一括の場合	について記入)		過 失 割 合 (被災者①/相手方②)	被災者の過失相殺後の 損 害 額 ((B)×(E)②)	被災者請求可能額 ((F)-(C)×(E)()-(D))
自賠責保険(共済)金額(K) ①120万円・②)96万円・③その他 示談額又	.(は既払額(L)	円	30 / 70	(F) 2.092.300	1.723.300
求償可能限度額 (K) -	(L)) (M)		円	80 / 70 政府の求債権取得額(A) と(G)のうち少ない額	前回までの請求金額	今回請求金額((H)-(I))
				(H)	(1)	(J)

連絡等事項 保険給付 (継続中・完了) 備 考

1.723.300

△ 110.700

1.834.000

変更後の記載例(回答の方式により計算した例)

債権確認調査決定 変更 決議書

#AC 25 76 1 16 C	•	· ·		(20/ (/
		区分	22. 45	保険給付額
16日		/-	77 50	(Δ)

算定基礎内訳 ②)	(自賠責単独以外の事案について記入)
----------	---	--------------------

項目 区分	労災保険給付額 (A)	労災保険給付内	容	支 年 月	払引日		被災者の損害額 (B)	相手方(あなた側)の 損害額 (C)	被災者の労災保険給付以外の 損害賠償受領済額 (D)
入 ⁰ 看 通 柔	1.900.000	自〇・〇・〇) H分)	0.0	0.0		1.900.000	0	0
養 入院看通柔				•					
(補) 入院 看 通 柔									
会院 看 通 柒 付 ス 人								_	
付入 為 看 通 柔									-
休 滗 (補 償) 給 付	417.600	自 〇・〇・〇 至 〇・〇・〇・87	'日分)	0.0	0.0		720.000	0	0
				•					
給付基礎日額 (円)		,		•		-			
			i						
傷腐糖償)年金		第 級	ᆉ		·				
年 金 障害(補償)給付一 時 金 前払一時金		第 級	步						
年 金 遺族(補償)給付一 時 金 前払一時金		受給者名	続柄						
貋 祭 (料) 給 付		受給书名	統柄		•				
介 護 (補 償) 給 付					•				
前回請求時までの額	1.834.000							,	
i† (1)	2.317.600(A)					(1)	2.620.000 (B)	0 (C)	0 (D)
その他の人的損害(慰謝料等)							369.000	0	369.000
計 (2)						(2)	2.989.000 (B)	0 (C)	369.000 (D)
真定基礎内訳 ③(自賠責及						13	数 失 制 合 被災者①、相手方② (E)	被集者の過失相殺後の 掛 害 額 ((B)×(E)(2)) (F)	被災者請求可能額 ((F)-(C)×(E)()(D) (G)
自賠責保険(共済)金額(K) ①120万円・2		は既払額に			円		30 / 70 (%100)	2.203.000 (369.000)	1.834.000
求償可能限度額 (K) —	(L)) (M)				[F]	政と	府の求價権取得額(A) (G)のうち少ない額 (H)	前回までの請求金額 (I)	今回請求金額((H)-(I)) (J)
請 求 金 額 (N)				円		1.834.000	1.834.000	0

連絡等事項備考 保険給付 (継続中・完了)

慰謝料は損害額の10割が支給されている。過失割合の()内は慰謝料分。

自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案については、事務簡素 化の観点から保険会社等に対する求償予告文書の送付は省略し、更に自賠責保 険金額又は自動車保険等の支払限度額を超過することが明らかな場合等一部の 例外を除いて第二当事者等に対する求償予告も行わないこととされている。

当初は保険会社等からの保険金により全額応償される見込みであったが、第一当事者の療養の長期化等に伴い、途中から第二当事者等に対しても求償する必要性が生じた場合にはどのように対応したらよろしいか。

答

債務者に対して、納入告知前に求償の予告を行う主な目的は、求償する予定であることを事前に通知するだけではなく、併せて労災保険給付状況を記載し求償見込額を明らかにすることによって債務者の応償の心構えを促し、求償事務を円滑に進めることにある。

そうした観点でみた場合には、保険会社等は専ら損害のてん補を目的として 事業を営んでいることから、事前に求償予告を行わなくても求償事務が阻害さ れることとはならないため、求償事務の簡素化を優先させ、求償予告を省略す ることとしているものである。

また、保険会社等から全額応償されることが見込まれる事案においては、不 真正連帯債務を負っている第二当事者等に対して同時に求償を行う必要性は認 められないため、そうした事案においては事務簡素化のため原則として第二当 事者等に対する求償予告を行わないこととしているものである。

しかしながら、当初より第二当事者等に対して求償している事案と同様に、 質問のように途中で第二当事者等に対して求償する必要性が生じた場合にも、 求償予告の趣旨を踏まえると、第二当事者等に対する求償予告を行う必要が認 められるので、第二当事者等に対して求償を行う可能性が高くなった時点で求 償予告を行うこと。

なお、その際には必要に応じて既に保険会社等より応償されている状況等について、付記することが望ましい。

自賠責保険等に対する被害者請求権及び自動車保険等に対する請求権者の直接請求権の消滅時効は2年とされているが、保険会社等に対する請求権が時効で消滅してしまった場合には、どのように対応したらよろしいか。

答

自賠責保険等に対する被害者請求権は、自賠法第19条により、また、自動車保険等に対する請求権者の直接請求権は商法第663条により、それぞれ2年の短期消滅時効が定められている。

時効は、「承認」等の民法上の事由に基づくほか、会計法第32条により納入 告知書の送付によっても中断されるものであり、時効が成立しないようにする ため迅速な処理に努めることは当然である。

また、諸般の事情により、保険会社等に対する被害者請求権等の消滅時効が 成立してしまった場合であっても、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効 は、民法第724条により3年とされているため、不法行為責任を負う第二当事 者等に対しては、原則として災害発生後3年以内であれば求償権を行使するこ とが可能である。

そのため、時効の成立により、保険会社等に対する求償を行うことができな くなった場合には、第二当事者等に対する求償を速やかに行うこと。

なお、第二当事者等が政府の求償権の行使に対してこれを応償したときは、 第二当事者等は、商法第663条の規定によって、応償後2年間は保険会社等に 対して保険金の支払いを請求できることになること。 日本国外において災害が発生し、第一当事者等に対して労災保険給付を行ったため、第二当事者等に対して求償する必要性が認められる場合には、どのように対応したらよろしいか。

答

基本的な考え方や事務処理手続は、国内において第三者行為災害が発生した場合と同様であるが、国外において外国人の不法行為等により災害を被った場合の損害賠償請求権の発生及び効力については、国際私法に関する事柄を定めた法例(明31法律第10号)第11条により、災害発生地国の法令により判断することになる。

したがって、労災保険が求償を行うためには、

- ① 災害発生地国の法令に基づき、第二当事者等に第一当事者等に対する損 書 害賠償義務が発生していること
- ② 災害発生地国の法令に、労災保険法第12条の4第1項と同趣旨の損害賠償者の代位について定めた規定が存在すること
- の2つの前提条件を満たす必要があるが、これらの前提条件を満たすことが明らかである場合については、国内において第二当事者等に対して求償する場合と同様に事務処理を行って差し支えない。

なお、災害発生地国の法令の内容等について疑義がある場合、又は災害発生 地国の法令の存在自体が不明である場合については、事前に本省に対して取扱 いを照会すること。 日本国外で災害が発生した事案で、災害発生地国がどのような法令を有しているか不明なために本省に照会する場合、どのような事務処理を行うべきか。 また、本省にはどのような書類を送付すべきか。

答

日本国外で災害が発生した事案で、第三者行為災害に該当する可能性がある場合には、災害発生地国の法令の規定等を検討する必要があるが、法令の存在 自体が不明であるような場合には、事前に本省に照会することとされている。

ここでいう「事前」とは、少くとも局長が債権確認調査決定決議をする前でなければならない。

すなわち、国外において災害が発生している場合には、

- ① 災害発生地国の法令に基づき、第二当事者等に第一当事者等に対する損害賠償義務が発生していること
- ② 災害発生地国の法令に、労災保険法第12条の4第1項と同趣旨の損害賠償者の代位規定が存在すること

という2つの要件を満たしている場合に限って、労災保険が第二当事者等に対して求償を行うことが可能になるものであるため、この2つの要件を満たしていることが確認できない段階では、政府が労災保険給付を行ったことに伴って債権を取得しているとして処理することはできず、したがって、局長は債権確認調査決定決議を行うこともできないことになる。

そのため、局長が前記2要件を満たすことを確認するまでの間は、第三者行為災害としては取り扱わず処理を保留することとし、債権管理も行わないこと。 ただし、事実関係を把握するため第一当事者等より第三者行為災害届の提出を求める等の事務処理は行うこと。

なお、本省に事案を照会する際に送付する書類に特に定めはないが、事案の 概要をまとめた書類に、第三者行為災害届等の関係書類を添付することが望ま しい。 保険会社等に対して求償する際に添付する書類は写しでも良いとされているが、署においてコピーを作成した場合には謄本証明を付ける必要があるのか。

また、保険会社等からの回答書に第一当事者等に対して保険金を一部支払済 みである旨の記載があった場合には、求償する際に納入告知書に添付する書類 を省略して差し支えないか。

答

保険会社等に対して送付する書類は、第一当事者等より労災保険給付請求時等に提出された書類を写しの形でそのまま利用し、改めて関係書類を収集する手間を省くため、原本・謄本以外に署又は局において作成した写しでも差し支えないこととされているが、当然のことながら、署や局において写しを作成している以上書類の改ざん等は考えられないことから、謄本証明を付ける必要はない。

また、保険会社等が第一当事者等に対して既に保険金を支払っている場合には、第一当事者等が被害者請求等を行った際に一定の書類については保険会社等に提出済みであることが明らかであることから、事務処理の軽減を図るため、保険会社等に既に提出されていると思われる書類については、労災保険としては送付を省略して差し支えない。

自賠責保険等や自動車保険等の適用となる事案であっても、保険金の支払限 度額を超過するような場合には第二当事者等に対しても求償を行うことになる が、事務取扱手引において、第二当事者等が事実関係を十分に承知しているよ うな場合には納入告知書に添付する書類は一部省略して差し支えないこととさ れている。

これは、どのような趣旨か。

答

求償する際に納入告知書に添付している書類は、求償の相手方に事実関係を 十分に理解してもらうことを主な目的としている。

どのような書類を添付する必要があるかは事案によっても異なるものであるが、求償に係る事務処理量を軽減するため、平成8年3月5日付け基発第99号 通達をもって添付する書類は一定のものに限定してよいこととされている。

しかしながら、前記通達で定められた書類でさえも添付を省略して差し支えない場合もあり得る。例えば、第二当事者は、求償時に初めて事実関係を把握することが多い保険会社等とは異なりまさに災害の直接の当事者であり、既に事実関係を十分に把握している場合がほとんどであるところから、一般的には「交通事故証明書」や第一当事者が死亡した場合に添付することとされている「死亡診断書」等を求償時に添付する必要性は認められない。

そこで、事務取扱手引においては、事務処理量を軽減するため上記通達に示されている書類であっても具体的な事案の状況に応じて、納入告知書に添付する書類は適宜省略して差し支えないこととしているものであり、この趣旨を踏まえ適切に処理を行うこと。

3 求償権行使の差し控え(問72~問78)

求償権行使の差し控えの決定は局長が行うこととされているが、事務処理を 簡素化するため、署長が決定を行えるように事務処理を改めることはできない か。

答

労災保険給付に伴い政府が取得した求償権は、財政上最も国の利益に適合するよう処理することが求められるのは当然であるが、一方、取得した求償権はすべて行使することが義務付けられているものではなく、一定の合理的な理由があって明確な基準に沿って処理が行われる限りにおいては、歳入徴収官の裁量によって求償権の行使を差し控えることも可能であるという基本的な考え方に基づき、労災保険においては求償権の行使を一部限定的に差し控えているものである。

したがって、求償権行使の差し控えの判断は、あくまで歳入徴収官としての 立場において局長が行うものであり、署長は自らの判断で求償権行使の差し控 えを決定することはできないものである。

また、署長は債権管理法上も、債権が発生し、又は国に帰属したことを遅滞なく歳入徴収官に通知する義務を負っており、事務処理の簡素化を図るという目的があったとしても、法律上の義務を免れることは到底できないのであり、仮に署長が局長に通知する義務を怠った場合には、法律に違反することになる。

求償権行使の差し控えに該当する事案については、署長から局長に対する通知書の様式もかなり簡素化され、事務手続き等も簡便な手順が定められているが、それはどのような理由によるものか。

答

求償権行使の差し控えは、局長が歳入徴収官の立場で行うものであるが、従 来事務処理の負担を軽減すること等を理由として、事実上署長が求償権の行使 の差し控えを行うといった不適正事案も若干認められたところである。

署長が求償権の行使を差し控えることを決定できないことは改めて言うまで もないが、そのような不適正な取扱いを是正し、併せて可能な限り事務処理を 軽減するという観点から、署長が求償権の行使を差し控える事案に該当すると 判断した場合には、次に定める簡易な事務処理をとることとしたものである。

- ① 求償権取得・債権発生通知、債権確認決定決議、及び債権管理簿への登記は、4枚複写で10名を連記する形式の簡素化された様式である「様式第12号」を用いること。
- ② 求償権取得・債権発生通知は、四半期毎に1回取りまとめて行えば足りること。
- ③ 通知書に添付する書類は、第三者行為災害届のみとし、他の書類は通知書の控えとともに署において保管すれば足りること。
- ④ 通知書に記載する求償差し控えの理由は、あらかじめ定型化された理由の中から記号で選択する形式にしたこと。

ただし、局長が署長からの通知内容を検討した結果、求償権行使の差し控え 事案に該当するか否か疑問があると判断した場合には、局において署に保管されている関係書類を取り寄せた上で、所定の調査を行うこととしているので留意すること。 同僚労働者間で発生した災害等に関し自賠責保険等より支払いが行われることになる場合には、求償権の行使を差し控える事案に該当したとしても、事業主の保険利益という観点を考慮する必要がないため、自賠責保険等に対しては求償を行ってもよろしいか。

答

事業主に使用者責任又は運行供用者責任が認められたため、求償権の行使を 差し控えることとなるような事案においては、一般的に事業主が自賠責保険料 を負担しており、自賠責保険等から保険金が支払われる場合には、事業主が損 害賠償を行ったと同様に解されるところから、自賠責保険等に対しても求償権 の行使を差し控えること。 問75 求償権の行使を差し控えるよう第一当事者を雇用する事業主から求められた 場合の取扱い

第一当事者を雇用する事業主と第二当事者を雇用する事業主に取引関係があるような場合や、第二当事者が第一当事者の勤務する事業場の得意先であるような場合には、取引関係等に悪影響が及ぶことを懸念して、第一当事者を雇用している事業場側より求償権の行使を差し控えるよう求められることがあるが、そのような場合には、どのように対応したらよろしいか。

答

求償権の行使の差し控えは、あらかじめ定められている基準に基づき斉一的 に行われる必要がある。

したがって、あらかじめ定められた基準を逸脱し、個々の事情に応じて求償 権行使の差し控えの是非を判断することは認められない。

なお、第一当事者を雇用している事業主が、第一当事者の賃金を減額せずに 全額支払っている場合や、第一当事者に生じた損害を全額てん補している場合 には、そもそも労災保険給付を行う必要性は認められず、したがって、第二当 事者等に対する求償も当然に行われないことになる。 第二当事者等及び保険会社等に対して求償権を行使した事案について、求償権の行使を差し控える事案に該当するのではないかとして、応償を拒まれる場合があるが、そのような場合には、どのように対応すべきか。

答

求償権の行使の差し控えは、合理的な理由による一定の基準に基づき、あくまで歳入徴収官である局長がその裁量権の行使として行うものであり、第二当事者等又は保険会社等の債務を制度上免責しているものではない。

したがって、第二当事者等及び保険会社等に求償権の行使に対する抗弁権を 付与しているわけではないことから、労働省が定めている求償権の行使の差し 控え基準に該当しないものと判断して求償を行った場合には、あくまで求償事 務を続行し、最終的には訴訟の提起も念頭に入れて対応すること。

なお、その場合には、求償権の行使の差し控え基準自体を相手方に説明する 必要性も認められないものであること。

ただし、求償権の行使の差し控えの判断は斉一的な基準に基づいて行われるべきものであり、恣意的な運用が認められているわけではないことは当然のことであるので十分に留意すること。

同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者の加害行為による災害については、第一当事者を雇用する事業主と第二当事者を雇用する事業主が相互に損害賠償責任を負う危険性を共有している場合には、求償権の行使を差し控えることとされているが、同一の作業場に当たるか否かはどのような基準に基づき判断したらよいのか。

答

同一の作業場に該当するか否かは、空間的な広がりの中で作業場として同一性を保っているかどうかに基づき判断することになる。 -

したがって、一般的には同一の敷地内又は同一の建物内で作業を行っている場合には同一の作業場に該当するケースが多いと思われるが、同一敷地内又は同一建物内であっても、作業場としての同質性を持たず明確に区分されている場合には、同一の作業場としては取り扱われないことになる。

例えば、同一構内にはあるものの工場と営業所がそれぞれ独立した建物を有し別個に業務を行っている場合、あるいは百貨店のような大規模小売り店舗において、同一の建物の中にはあるものの売場や事務所等の施設と配送センターがそれぞれに独立した形で業務を行っている場合等は、原則として同一の作業場としては取り扱われないので留意すること。

同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者の加害行為による災害の場合には、第一当事者を雇用する事業主と第二当事者を雇用する事業主が相互に損害賠償責任を負う危険性を共有している場合には、求償権の行使を差し控えることとされているが、危険性を共有しているか否かはどのような基準に基づき判断したらよいのか。

答

第一当事者を雇用する事業主と第二当事者を雇用する事業主は、その雇用する労働者が同一の作業場で作業を行っている場合には、被災者と加害者という関係はいつでも入れ替わる可能性があり、お互いに使用者責任を追及される危険性を共有しているところから、事業主の保険利益という観点を考慮して求償権の行使を差し控えることとしているところである。

そのため、危険性の共有の有無は、被災者と加害者という関係が入れ替わる 蓋然性が存在しているか否かにより判断することになる。

したがって、例えば建設現場において、大工や鳶職等の現場作業員が、交通 誘導を専ら行っているガードマンに業務上の事由により危害を加えたような場合には、当該ガードマンが駐車場等において車両の入れ替え作業等を担当し、 そうした作業を行う際に現場作業員を負傷させる可能性がある場合には危険性 を共有していると認められるが、一方、当該ガードマンが建設現場とは離れた 道路上で一般車両や歩行者の誘導を専ら担当しているため、現場作業員にその 業務の遂行上危害を加える可能性が認められないような場合には、使用者責任 を追及される危険性を共有しているとは判断されないことになる。また、外勤 の営業マンが得意先を訪問して商談を行っている際に、得意先の労働者の過失 により被災したような場合にも、一般的には当該営業マンが商談中に得意先の 労働者に危害を加える蓋然性は認められないところから、そのような場合にも 使用者責任を追及される危険性を共有しているとは判断されないことになる。

なお、上記の例はあくまで一般的な考え方を説明したものであり、実際には 作業の実態等を総合的に判断して個別的に処理することになる。

4 示談 (問79~87)

真正な全部示談が成立している場合には、示談成立以降労災保険給付は行わないこととされているが、示談書には示談成立以降は示談成立に伴い受領する 金銭を除き以後一切の権利を放棄する旨の記載が行われるのが通例である。

そのため、示談が成立した後も保険給付を行うこととなる事案としてはどの ようなものがあるか、例示してほしい。

答

真正な全部示談が成立している事案については、示談成立以降は労災保険給付を行わないのが原則である。

しかしながら、示談締結時に当事者が予期しなかった損害が発生したと認められる場合には、当該示談はその限りにおいて効力を失うことになるため、労災保険給付を行う必要が認められる場合には当然に労災保険を給付することになり、また、示談書の文面上は全部示談という記載があったとしても、示談締結時の状況や当事者の意思等から判断し、実際には全部示談とは認められないような場合には、示談書の効力はその限度で制約されることになり、労災保険給付を行う必要性が認められる限り給付することとなる。また、当該示談の成立が、錯誤や心裡留保、又は詐欺や強迫に基づいて行われた場合、損害の一部について労災保険給付を受けることを前提として示談が成立している場合、示談書の文面上全部示談であることが明確になっていない場合等は、そうした個別の事情を総合的に判断し、真正な全部示談と認められない場合には、必要に応じて労災保険を給付することになる。

全損害のてん補を目的とする示談が成立している場合には、示談成立以降は 労災保険給付を行わないこととされ、一方、全損害のてん補を目的とする示談 であるか否かについては、示談書の文面のみにとらわれることなく実質的に判 断することとされている。

示談書の文面上は全損害てん補を目的とする旨記載されていたとしても、実 質的には一部示談であると判断されるのはどのような場合か、例示してほしい。

答

示談書には当事者の署名又は記名押印等がされているのが通例であり、全損害のてん補を目的とする示談である旨の文言が記載されていれば、一般的には全部示談であると判断して差し支えないものである。

しかしながら、例えば

- ① 当事者間で労災保険給付を継続して受けることを前提に示談していることが明らかな場合
- ② 示談成立後は、労災保険へ請求換えすることを前提に示談していることが明らかな場合
- ③ 示談の文面上は全部示談となってるが、当事者の意思として労災保険給付分は別枠と考えて示談を締結したことが明らかな場合

等においては、全部示談を内容とする示談書が締結されている場合であっても、 実際には一部示談として取り扱うべきものである。

なお、一部示談であると判断して労災保険給付を行う場合には、第一当事者 等の主張のみで判断することなく、相手方からも事実関係を聴取する等必要な 調査を行い、客観的な事実を把握した上で行うべきものであること。

また、第一当事者等が不用意な示談を締結することによって、労災保険給付が行われなくなる事態を未然に防止するため、第一当事者等に対しては示談を締結する前に署に相談するよう指導を徹底すること。

全部示談が成立している事案について、年金給付に係る労災請求が行われた 場合には、災害発生から3年間を経過した以降についても労災保険給付は行わ ないこととしてよろしいか。

答

第三者行為災害における支給調整は、災害発生後3年以内に支給事由の生じ た労災保険給付であって、災害発生後3年以内に支払うべきものを限度として 行うことになっている。

したがって、示談が災害発生後3年以内に締結され、当該示談に基づき損害 賠償金が支払われている場合には、年金給付は災害発生後3年に至るまでの間・ は支給停止されるが、3年経過後は年金給付が行われることになる。

また、示談が災害発生後3年を越えて締結された場合であっても、同様の考え方により、3年経過後(年金の支給事由発生が災害発生後3年経過後の場合には、当該年金支給事由発生時より起算される。)は年金給付が行われることになる。

一方、当事者間で真正な全部示談が成立している場合には、示談成立以後は 労災保険給付を行わない取扱いとしているが、支給調整期間を上記のとおりと していること等を考慮し、災害発生後3年を経過した分については、年金給付 を行うこととしている。 労災保険給付後に、保険会社等から支払われた保険金のみをもって今後一切の権利を放棄する旨の全部示談を内容とする文言が記載された示談書が締結された場合、労災保険として既に給付済みの金額に基づき求償を行うことはできないのか。

答

質問のような事案においては、労災保険給付を第一当事者等に行ったことにより、政府は第一当事者等が持っていた権利を保険給付の価額の限度で既に取得済みであり、示談の効力は政府が行使する求償権には及ばない。 -

したがって、示談成立前に行われた労災保険給付については、政府は求償を 行うことができる。 第一当事者等から示談が成立した旨の報告が行われなかったため、保険会社等に対して求償を行った時点で示談が既に成立していたことが判明し、保険会社等は既に処理が終了しているとして応償しようとしない事案があるが、この場合には、どのように取り扱えばよろしいか。

答

示談成立前に労災保険を給付している場合には、既に保険給付の価額の限度で、第二当事者等に対する損害賠償請求権及び保険会社等に対する被害者請求権等は既に政府に移転していることから、当該示談の効力は政府が行使する求償権には及ばないことになるため、求償手続を続行することになる。

一方、示談成立後に労災保険給付を行っている分については、当該示談が労 災保険給付分を除く部分について行われたものではなく、全損害のてん補を目 的とするいわゆる全部示談である場合には、示談成立後に給付した分について は第一当事者等より回収することになるため、求償は行わないことになる。 当事者間で和解が成立したが損害種別ごとの内訳が不明な場合、債権確認調査決定決議を行う際には、どのように取り扱えばよろしいか。

答

和解調書を取り寄せるとともに、関係者からの事情聴取等を行って損害内訳を把握することとなるが、このような措置を講じてもなお損害内訳が明らかにならない場合には、損害内訳を項目ごとに区分することなく、和解成立に伴う支払金額を債権確認調査決定議決書の「計(2)」欄に一括計上して差し支えない。

なお、求償時に求償先より損害内訳について照会が行われた場合には、調査を行った経緯等を十分に説明するとともに、新たに明らかにされた事情により調定変更の必要性が認められた場合には、速やかに対処すること。

当事者間で示談を締結する際に、保険会社等が関与している事案では、示談書を作成することなく、確認書(免責証書)の作成だけで済ませているケースが多いが、このような場合には、真正な示談が成立したものとして取り扱ってよろしいか。

答

当事者間で示談を締結する際には、示談書の作成は必ずしも必要はなく、書面を作成しない口頭のみによる示談であっても、当事者間で真意に基づく合意が成立している限りは有効である。

しかしながら、通常は示談の内容を明らかにするとともに、後日紛争が生じることを防止するために示談書を作成しており、その示談書には、第二当事者側が一定の金額を支払うのと引き換えに、第一当事者側は示談書で定められた金額以外には将来とも一切請求しない旨を約する条項を記載するのが通例である。

質問にある確認書(免責証書)は、一般的に当事者の表示がされてはいるものの、署名押印は第一当事者等のみが行い、第二当事者等は署名押印をしない形式となっている。

そういう意味では、確認書(免責証書)を両当事者が署名押印する示談書と 全く同様に取り扱うことは困難であるが、両当事者の合意に基づいて確認書 (免責証書)が作成される場合が一般的であることから、事務処理の簡素化を 図るため、保険会社等が第二当事者等の同意を得ず一方的に第一当事者等との 間で作成したと認められるような場合を除き、真正な示談が成立したものと取 り扱って差し支えない。 第一当事者等に対しては、示談を行おうとする場合は事前に署長に連絡する 旨指導しており、また、第一当事者等に提出させている念書にもその旨明記し ているが、実際に第一当事者等より連絡があった場合には、どのような事項を 指導すればよいのか。

答

第一当事者等より示談を行おうとしている旨事前に連絡があった場合には、

- ① 労災保険給付分を含む全部示談が成立した場合には、示談成立日以降労 災保険給付は受けられなくなること -
- ② 第二当事者等又は保険会社等より損害賠償金又は保険金を受領した場合には、直ちに署長に対して報告すること

の 2 点を必ず指導するとともに、第一当事者等に示談についての知識が不足しているような場合には、必要に応じて示談の意義、示談の効力等を説明すること。

なお、示談の締結は、第一当事者等と第二当事者等の民事上の法律行為であり、求めに応じて判例の一般的傾向等を説明するのは差し支えないが、示談の内容についてその妥当性等を個別に指導することは、政府が示談に介入するような印象を与え好ましくないので差し控えること。

問87 第一当事者等が自賠責保険等より保険金を受領した後、示談を行わない場合 の取扱い

第一当事者等が自賠責保険等より保険金を受領した後、第二当事者等及び自動車保険等に対して何らの請求を行わず、長期間にわたって放置している事案があり、第一当事者等に対して照会したところ、今後示談を締結して第二当時者等から損害賠償を受け取る意思はないとの回答が得られた。

このような場合には、事実上示談が成立している場合と同様に取り扱うべき と思われるところから、求償額を算出する際には、「総損害額が確定している 場合」に該当するものとして取り扱ってよろしいか。

答

本件のような事案においては、事実上総損害が確定しているとみられる場合も多いと思われるが、将来事情が変わる可能性もあり、また、法律的にも総損害額が確定しているとは評価されないことから、求償額の算出に当たっては総損害額は確定していないものとして取り扱うこと。

5 控除(問88~問93)

控除を行う期間は、災害発生後3年以内に支給事由の生じた労災保険給付で あって、災害発生後3年以内に支払うべき労災保険給付を限度として行うこと とされているが、支給調整期間を災害発生後3年間に限っているため、年金の 場合には一時金と比べて調整率が低下し不公平が生じている。

そのため、控除を行う期間を延長する予定はないか。

答

控除を行う期間を災害発生後3年間としているのは、

- ① 労災保険法は第一当事者等の保護を第一の目的としていることから、労 災保険給付の対象となっている災害について多年にわたる控除を行うこと。 は労災保険制度の趣旨に反すること
- ② 長期にわたる控除は、求償権の行使を災害発生から3年間としていることとの均衡を失する結果となること

等から、災害発生日より3年経過後においては、必要な補償を必要な期間行う ことが適当であると考えられるためである。

支給調整期間を災害発生後3年間に限ることによって年金の調整率が低下する等の問題が生じることは本省としても承知しているが、前記のような観点から労災保険制度の趣旨や支給調整制度全体の整合性等も考慮してこのような取扱いを定めているものであり、当面現行通りの取扱いとすることとしている。

なお、支給調整期間については、3年間が妥当かどうかという点も含め本省 において引き続き検討を行うこととしている。 控除を行う期間は、災害発生後3年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後3年以内に支払うべき労災保険給付を限度として行うこととされているが、障害(補償)一時金や遺族(補償)一時金等に係る保険給付請求書が災害発生から3年を経過した後に提出された場合にはどのように対応したらよろしいか。

答

障害(補償)一時金、障害(補償)年金前払一時金、遺族(補償)一時金、遺族(補償)年金前払一時金、葬祭料(葬祭給付)等の場合には、たまたま何らかの事情により、労災保険給付請求書が災害発生後3年を経過して提出されたとしても、支給調整を行う趣旨及び支給調整制度全体の整合性等に鑑み、災害発生後3年以内に支給事由が生じている限りにおいては、災害発生後3年以内に請求が行われた事案と同様に取り扱うことが合理的である。

また、第一当事者等より一時金に関する請求が行われた場合における「災害 発生後3年以内に支払うべき労災保険給付」とは、災害発生後3年以内に実際 に支払うことになる労災保険給付だけに限って控除するという意味ではない。

したがって、たまたま何らかの事情により、災害発生後3年以降に、災害発生後3年以内に支給事由が生じている事案に関して、一時金に係る労災保険給付請求書が提出された場合には、労災保険給付額より第一当事者等が受領済みの損害賠償金を控除すること。

問90 労災保険の受給権者と保険会社等から支払われた保険金の受領者が異なる場合の取扱い

労災保険が第一当事者の兄弟に遺族(補償)年金を給付している事案で、保 険会社等が受給権者以外の兄弟に保険金を支払っている場合の控除の取扱いは、 どのように行えばよいか。

答

労災保険給付の支給調整が行われるのは、労災保険給付の受給権者が同一事由について第二当事者等又は保険会社等より損害賠償金又は保険金を受領した場合である。

また、遺族(補償)年金に関し支給調整を行う場合には、第二当事者等又は 保険会社等から支払われた損害賠償金又は保険金のうちの慰謝料部分を除く逸 失利益相当額に受給権者の法定相続割合を乗じて算出した額をもって支給調整 を行うこととしている。

これは、損害賠償金又は保険金の支払が法定相続人のうちの一部の者に支払 われた場合であっても、受領者はあくまで全相続人を代表して受領したものと みなしてその法定相続割合を基礎として支給調整を行うこととしているためで ある。

したがって、質問の場合のように保険金の支払が労災保険の受給権者ではなく他の法定相続人に支払われている場合であっても、保険金の受領者は全相続人を代表して受領しているものとみなされ、労災保険の受給権者もその法定相続割合分は受領しているものとして取り扱われることから、支給調整を行うに当たっては当該受給権者の法定相続割合に応じた額をもって行うこととなる。

なお、法定相続割合分を持たない者が労災保険の受給権者になるような場合 には、支給調整は当然行わないことになる。 自賠責保険等より労災保険の上積み補償として保険金が第一当事者等に対して支払われている場合には、控除はどのように行えばよろしいか。

答

支給調整は、第一当事者等に対する損害の重複てん補を防止するために行う ものであり、労災保険の上積みや慰謝料として保険金が支払われていることが 明らかであれば控除は行わないことになる。

ただし、自賠責保険等が労災保険の上積みであることを明確にして保険金を 支払う事案は、通常はほとんどないものと思われる。

なお、第一当事者等に対して労災保険給付を行った場合には、保険給付の価額の限度で求償権を行使することになることは当然である。

第二当事者等に対して生命保険会社より生命保険金が支払われた場合であっても、労災保険給付との支給調整は行われないことになっているが、その根拠はどのようなものか。

答

労災保険法第12条の4第2項により支給調整されるのは、受給権者が第二当 事者等より労災保険給付と同一事由の損害賠償を受けた場合に限られている。

生命保険契約に基づいて給付される保険金は、既に払い込まれた生命保険料の対価の性質を有し、もともと不法行為の原因とは無関係に支払われるものであるため、たまたま不法行為により第一当事者が死亡し、その遺族に生命保険金が支払われたとしても、労災保険との支給調整を必要とする損害賠償には該当しないものである。

労災保険において休業(補償)給付を行う際には、給付基礎日額の60%相当額を給付するのに対し、自賠責保険等、自動車保険等、又は第二当事者等より支払われる保険金又は損害賠償金の場合には、1日当たりの日収相当額の100%がてん補されることから、この日収相当額のうち、労災保険の給付相当分を算出する必要があるとされているが、保険会社等又は第二当事者等から支払われる保険金又は損害賠償金は、当事者の過失割合を加味した額とするのが一般的であり、1日当たりの日収相当額の100%が支払われることを前提として支給調整を行うのは不適切ではないか。

答

例を用いて説明すると次のとおりである。

(事案)

• 自賠責保険の支払額

960,000円

(1,200,000円×0.8=960,000円 重過失減額適用)

うち休業損害に係る支払分

300,000円

・一日当たりの日収相当額

7,000円

• 休業日数

70日

・ 労災保険の給付基礎日額

8,000円

(その60% --- 4,800円)

(1) **重過失減額後の金額を第一当事者の休業損害額とした場合** 7,000円×0.8=5,600円

300,000円÷5,600円=53日余り3,200円

労災保険給付額

 $(4,800 \text{円} - 3,200 \text{円}) + (70 \text{日} - 54 \text{日}) \times 4,800 \text{円} = 78,400 \text{円}$

(2) 1日当たりの日収相当額を第一当事者の休業損害とした場合 300,000円÷7,000円=42日余り6,000円

労災保険給付額

 $(70日-43日) \times 4,800円=129,600円$

したがって、自賠責保険等において重過失減額が行われて保険金が支払われたような場合には、一日当たりの日収相当額を重過失減額した場合と重過失減額していない場合とを比較すると、上記事例の場合には51,200円の差が生じることになる。

いずれかの計算式が明らかに間違いということはなく、質問のように第一当事者の過失割合を加味すべきであるという考え方も十分説得力を持つものではあるが、労災保険としては、そもそも労災保険が第一当事者等の保護を目的としていること等に鑑み、第一当事者等の受取額が多くなる上記(2)の算出式を用いることとしているものである。

6 その他 (問94~問106)

保険会社等に対して求償を行った際に、治療が長期化している事案や私病チェックの必要性が認められる事案についてレセプトの開示を求められることあるが、その場合にはどのように対応したらよろしいか。

答

第三行為災害において求償を行う際には、納入告知書の他に算定基礎内訳が 記載された請求書を求償先に対して送付しているところであるが、診療内容は 明示していないためレセプトの開示を求められる事案が発生しているものと思 われる。

労災保険からの求償に応じて保険金を支払うこととなる保険会社等が、求償の内訳を把握したいと求めることは理解できるところであり、基本的には協力すべきものではあるが、レセプトが有する性格を踏まえると、レセプトの開示にはなお慎重な対応が求められる。

すなわち、レセプトが第一当事者のプライバシーに属する内容を含んでいること、更にレセプトには第一当事者及びその親族等が承知していない傷病等に係る事項が記載されている可能性もあること等を考慮する必要性があることから、第一当事者の同意が得られ、かつ、直接診療行為を担当した主治医等との信頼関係が損なわれないことを確認した上で保険会社等の要請に応じることになる。

なお、レセプトを開示することとした場合であっても、必要な事項に限って 開示すべきものであり、また、開示の方法も単に写しを交付する取扱いとする のではなく、事案によっては閲覧にとどめたりすることも検討すること。 ゴルフ場において、ゴルファーが打ったゴルフボールによりキャディーが被 災した場合には、第三者行為災害として取り扱わなくてよろしいか。

答

第三者行為災害として支給調整を行う必要があるのは、第二当事者等が第一 当事者等に対して損害賠償責任を負っている事案に限られるが、一般にスポー ツ中に発生した災害については、第二当事者の行為がそのスポーツのルールや 作法等に照らし社会的に許容される程度の過失しか認められないようなもので ある場合には、違法性が阻却され、第二当事者は第一当事者等に対して損害賠 償責任を負わないものと解される。

しかしながら、第二当事者の行為に社会的に許容される限度を超えるような 故意や重過失等が認められる場合には、第二当事者に民法第709条に基づく不 法行為責任が成立するところから、そのような場合には当該災害は第三者行為 災害に該当し、労災保険法第12条の4に基づく支給調整を行うことになる。

したがって、ゴルファーの打ったゴルフボールによりキャディーが被災した 事案について、一律に第三者行為災害に該当しないものとして取り扱うことは 適当ではない。 問96 自賠先行事案で重過失減額あるいは自賠責保険金額超過により治療費に係る 保険金の支払いが減額された場合における第一当事者の本人負担部分の取扱い

自賠先行事案で、第一当事者が自己負担した治療費を自賠責保険等へ請求したところ、重過失減額又は自賠責保険金額超過により、請求額を減額されて保険金が支給されたため、減額された部分について労災保険に対して請求が行われた。

その場合、自賠責保険等と労災保険の診療単価が異なるため、労災保険としては一部不支給とすることになるが、点数単価の査定をせずに第一当事者が負担した金額全部を労災保険として給付することはできないか。

答

第三者行為災害において第一当事者等が損害賠償請求を行うことができる金額は、過失割合や保険金の支払限度額等に当然制約されることになる。

したがって、質問のようなケースについては、第一当事者等が結果的に治療費の一部を自己負担したとしても、自賠責保険等と労災保険の診療単価が相違している以上やむを得ないものである。

人的損害の総額が確定した場合には、慰謝料も含めた人的損害の総額を基礎として算出された金額を限度として求償を行うこととされているが、人的損害 総額が確定した時とはどのような時を意味するのか。

答

人的損害総額が確定した時には、

- ① 示談 (民法第695条)
- ② 判決 (民事訴訟法第366条)
- ③ 調停 (民事調停法第16条)
- ④ 起訴前の和解 (民事訴訟法第356条)
- ⑤ 訴訟法上の和解 (民事訴訟法第136条)

がある。

調定変更決議を行う際には、様式第2号(3)の債権確認調査決定(変更) 決議書(以下「決議書」という。)を用いて変更決議を行い、その決議書には 調定変更前の決議書を添付することとされているが、そのような取扱いとして いる理由はどのようなものか。

答

債権確認調査決定決議を行った後に、過失割合の認定誤りその他の事情によって債権金額を変更する必要が生じた場合には、調定変更決議を行うこととなるが、その際には、歳入徴収官事務規定第7条第1項において、変更の事由に基づく増加額又は減少額に相当する金額について調査決定をしなければならないとされていることから、増加額又は減少額を明確にした上で決議を行う必要がある。

増加額又は減少額を明確にするためには、債権管理に係る一般的な様式である債権確認調査決定決議書(債管様式第1号)を用いる方法もあるが、求償事務においては、変更された内容等を明確にするため、変更後の決議書も作成することとしていたことから、事務処理を簡素化するため、調定変更前の決議書と調定変更後の決議書を一連の書類として取り扱い、その二つの決議書の比較により増加額又は減少額を明確にすることとしているものである。

したがって、調定変更を行う際に、調定変更前の決議書を添付しない場合には、適正な取扱いとはならないので注意すること。

なお、債権確認調査決定決議書(債管様式第1号)を用いて調定変更を行っても差し支えないが、その場合においても調定変更前の決議書は添付すること。

第三者行為災害において調定変更を行う場合には、債管様式第1号「債権確認調査決定決議書」の作成は必ずしも必要ないとされているが、調定取消の場合には、どのように取り扱えばよろしいか。

答

調定取消の場合には、債管様式第1号「債権確認調査決定決議書」の作成が 必要である。 第三者行為災害に関する支給調整事務を行うために、従来より本省から管理 換えされる様式以外に、局として独自に様式を作成し利用してきたが、今後も このような取扱いは継続してよろしいか。

答

第三者行為災害における支給調整事務に用いるために本省から管理換えしている各種様式については、事務処理の斉一化を図るとともに、適正な業務の遂行に資するために本省において一括して作成しているものであるが、それ以外の書類の利用を一律に排しているわけではない。

したがって、従来からの地域的な慣行等により局において別途書類を作成している場合には、事務処理上の必要性や事務処理の簡素化に反しないかどうか等を検討の上特段の問題がなければ利用を継続して差し支えない。

ただし、保険会社等との関係において用いることとしている様式については、 事務処理の迅速・適正化を図るために、運輸省、日本損害保険協会、自動車保 険料率算定会、全国共済農業協同組合連合会との協議を重ね、相互に合意した 上で新たな様式を定めたものであり、本省において作成した様式に代えて局独 自の様式を用いると事務処理が混乱するため、原則として本省作成の様式を用 いること。

なお、様式の内容については、必要に応じ改正を検討していくので、意見や 要望がある場合には、随時補償課指導係あてに連絡すること。 問101 第一当事者に100%の過失が認められる場合の第三者行為災害報告書の取扱 い

第一当事者の過失割合が100%の場合には、第三者行為災害とはならないとされているが、第三者行為災害届等により第一当事者の過失割合が100%と判断できない場合には、第二当事者に対して第三者行為災害報告書の提出を求めても差し支えないか。

答

第三者行為災害報告書の提出を求めるまでもなく、第一当事者の過失割合が 100%と判断される場合には、そもそも第三者行為災害には該当しないことか ら、第三者行為災害報告書の提出を求める必要がないことは当然であるが、未 だ第一当事者の過失割合を判断できない場合には、第二当事者に対して第三者 行為災害報告書の提出を求めても差し支えない。

ただし、第一当事者に一方的な過失が認められる事案においては、第二当事者に対して第三者行為災害報告書の提出を求める趣旨等を十分に説明して、誤解の生じないように配慮すること。

第三者行為災害届が第一当事者等より提出されないため、労災保険給付事務 及び支給調整事務が遅延するケースがあり苦慮している。

正当な理由がなく第三者行為災害届の提出に応じない場合には、労災保険給付を一時差し止めることができるとされているが、具体的にはどのように対応したらよろしいか。

答

第三者行為災害届は、第二当事者等に関する事項や災害発生状況、更には損害賠償金の請求や受領の有無等を記載するものであり、本来労災保険給付請求 書の提出に先立って提出されるべきものである。

しかしながら、第一当事者等の中には、署が第三者行為災害届の速やかな提出を指導するも、これになかなか従わない者もおり、事務処理が長期化する一つの要因となっていることから、必要に応じて、労災保険給付を一時差し止めることにより、第三者行為災害届の提出を促すことにしているものである。

そのため、第一当事者等に対して支給調整制度の趣旨や第三者行為災害届が 果たしている役割を十分に認識させるとともに、第三者行為災害届が未提出の 場合には労災保険給付を一時差し止めることがある旨説明した上で、それでも なお第三者行為災害届を提出しない場合には保険給付の一時差し止めを検討す ること。

なお、その際には、口頭のみではなく必ず文書(様式は任意)でも提出督励 を行っておくこと。

また、第三者行為災害届以外の資料等により、事実関係が把握できた場合には、第三者行為災害届の提出を待たずに処理を進めて差し支えない。

第三者行為災害届「届その1」の記載に当たって、「届その4」の記載要領には、自転車同士の衝突事故のような場合には交通事故に含まれない旨の説明が記載されているが、自転車と歩行者間の事故や自転車同士の事故を交通事故という場合もあり、第一当事者等に対して記載の仕方を指導する際には、「交通事故」の意義をどのように説明すればよろしいか。

答

「交通事故」という言葉は、実務上色々な意味で用いられており、明確な定義があるわけではない。 -

例えば、道路交通法第72条第1項によれば、同法における「交通事故」とは、「車両等の交通による人の死傷又は物の損壊」をいうとされており、同法第2条第1項では「車両」とは自転車等の軽車両を含むとされているところから、道路交通法上の「交通事故」には自転車同士の衝突事故等も含まれることとなる。

一方、第三者行為災害における支給調整事務においては、自賠責保険等又は 自動車保険等の適用となる事案か否かによって取扱いが大きく異なってくるた め、第三者行為災害を把握する端緒となる第三者行為災害届の記載に当たって は、第一当事者等にも理解されやすくするため、自賠責保険等又は自動車保険 等の適用となる事案を「交通事故」、適用とならない事案を「交通事故以外」 と表現することとしたものである。

したがって、第一当事者等に対して第三者行為災害届の記載方法を説明する に当たっては、このような観点から指導を行うこと。 「保険給付(求償権取得・債権発生)通知書」の保険給付状況欄を記載する際に、療養(補償)給付状況を記載する欄が5段しかないため、1日のうちに転院を繰り返しているような場合については、記載欄が不足することになる。このような場合には、検索帳票等に基づき適宜まとめて記載して差し支えないか。

答

療養(補償)給付の内訳が明確になっている限り、適宜まとめて記載しても 差し支えない。

なお、様式上のスペースの制約があるため、直ちに記入欄を増やすことは難しいが、各種様式については、必要に応じて見直しを行うこととしているので、使いやすさとわかりやすさという観点から、意見や要望があれば随時補償課指導係あてに連絡されたい。

保険会社等に対して納入告知を行う際の宛名は保険会社等の名称とすること とされているが、様式第2号(4)の請求書の宛名はどのように記載したらよ いのか。

答

請求書の宛名は、納入告知書と同様に保険会社等の名称を記載すること。 なお、記載する保険会社等の名称は、例えば「〇〇火災海上保険株式会社」 又は「〇〇火災海上保険株式会社〇〇支店」等のような表記のいずれでも差し 支えないが、納入告知書に記載した名称に合わせること。 様式第2号(4)の請求書の「連絡等事項、備考」欄は、事務取扱手引で労災保険給付が継続中か完了しているかについて該当する項目を○で囲むとともに、「自賠責」又は「任意一括」の別と、局担当者の職氏名及び電話番号を付記することとされている。

労災保険給付が完了している場合には、従来、治ゆ年月日を備考欄に記載していたが、今後も同様に取り扱って差し支えないか。

また、請求書に治ゆ年月日を記載するスペースを設けるとともに、療養(補償)給付欄が不足することがあるため、記載欄を増やしてほしい。

答

請求書の備考欄の利用は任意であり、必要に応じて適宜記載して差し支えない。事務取扱手引において例示しているものは、少なくともこれだけは記載してほしいという趣旨で示しているものであり、限定するのが目的ではない。

なお、様式の形式に関する要望については、支給調整事務を円滑に進めるという観点を踏まえながら、今後各局からの意見・要望の動向等も踏まえて改正の必要性を検討していくこととしているので、上記に限らず、その他にも意見や要望がある場合には、随時補償課指導係あてに連絡すること。

また、様式については、事務処理上の便宜等を考えて、基本的にはA4版1 枚に収まるようにしており、スペース上の制約があることから、必要最小限の ものとならざるを得ない場合もあり得る。